

< 関連資料 >

1 障害者自立支援法等の改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

① 趣旨

(施行期日)
公布日施行

趣旨

(課題) 改正の趣旨を明確にする必要。

→ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律を整備するものであることを明記。

② 利用者負担の見直し

(施行期日)
平成24年4月1日までの政令で
定める日(平成24年4月1日
(予定))から施行

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ 法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。

※ 利用者の実質負担率0.37%(H22.10国保連データ)。

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ 高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減。

利用者負担の規定の見直し（平成24年4月1日施行予定）

- 今般の改正により、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上明確化。
- これにより、障害者等に支給される介護給付費等の月額、以下のとおりとなる。

（改正前） 障害福祉サービスに要する費用の額の100分の90



〔ただし、当該費用の1割相当額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超える場合は、支給される月額を100分の90を超え100分の100以下の範囲内で調整。〕

（改正後） 障害福祉サービスに要する費用の額 —

家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

〔ただし、当該政令で定める額が当該費用の1割相当額を超えるときは、当該1割相当額〕

※ 自立支援医療、補装具、障害児通所支援、障害児入所支援等に係る利用者負担及び給付費についても同様。

- 「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」（負担上限月額）、その判定基準（階層区分、世帯の範囲等）などについては、予算編成等を踏まえながら順次連絡。

利用者負担に係る規定の見直しについて

○市町村が障害者に対して支給する給付費の月額

=

かかった費用の額

－

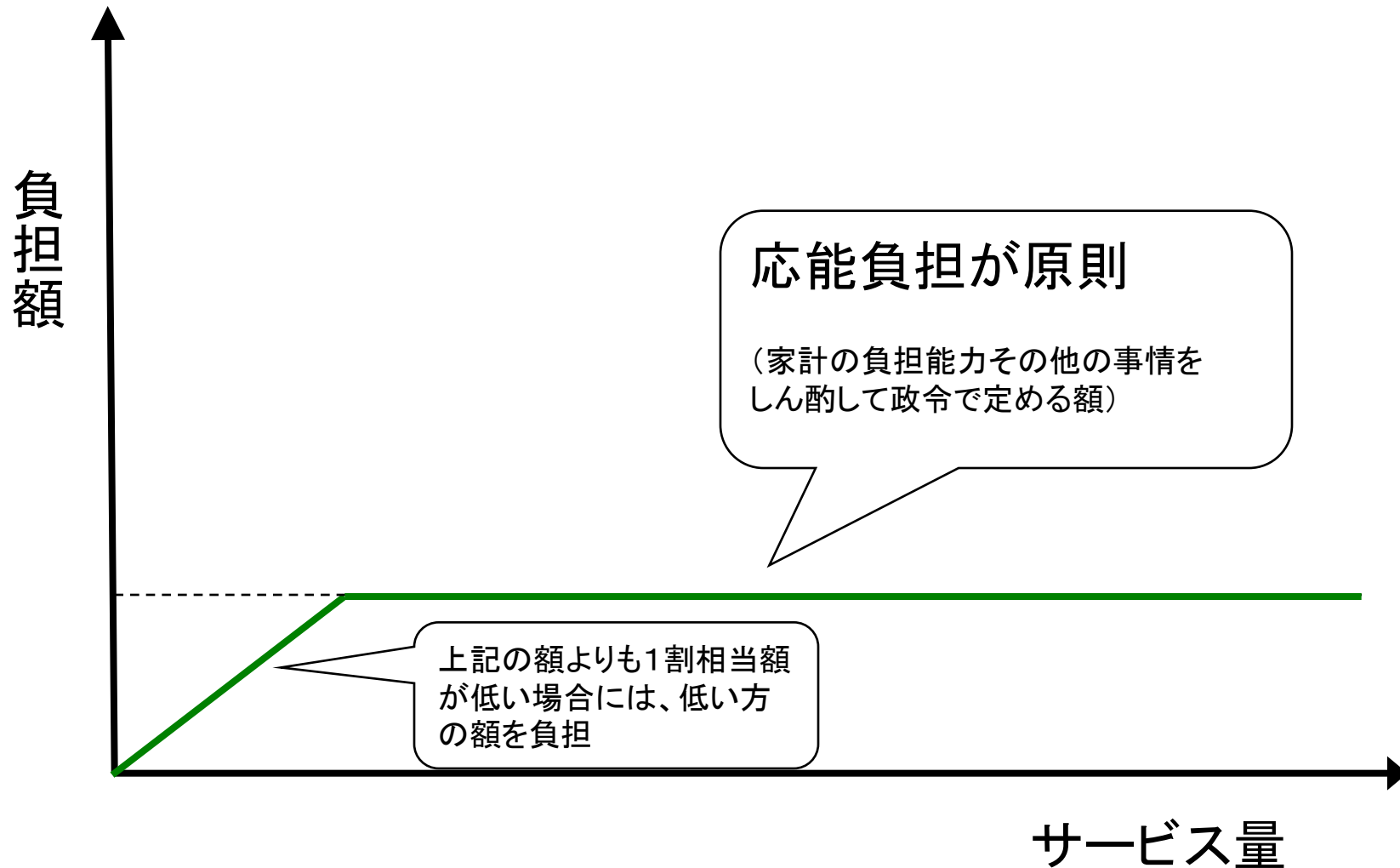
一部負担の額

・応能負担が原則

〔 家計の負担能力その他の事情を
しん酌して政令で定める額 〕

〔 上記の額よりも1割相当額が低い
場合には、低い方の額を負担 〕

利用者負担の規定の見直し



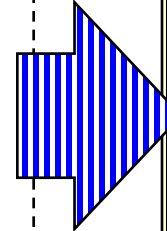
利用者負担の合算（平成24年4月1日施行予定）

- 今般の改正により、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給。
 - 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するもの。
 - ① 障害福祉サービスに係る利用者負担
 - ② 補装具に係る利用者負担
 - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
 - ④ 障害児通所支援に係る利用者負担
 - ⑤ 障害児入所支援に係る利用者負担
 - 詳細は、予算編成等を踏まえながら順次連絡するが、基本的な考え方は以下のとおり。
 - ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
 - ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。
- ※ 高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村、高額障害児入所給付は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給 8

高額障害福祉サービス費の補装具費との合算

○ 現在、「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。

- ① 同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
- ② 障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
- ③ 同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用

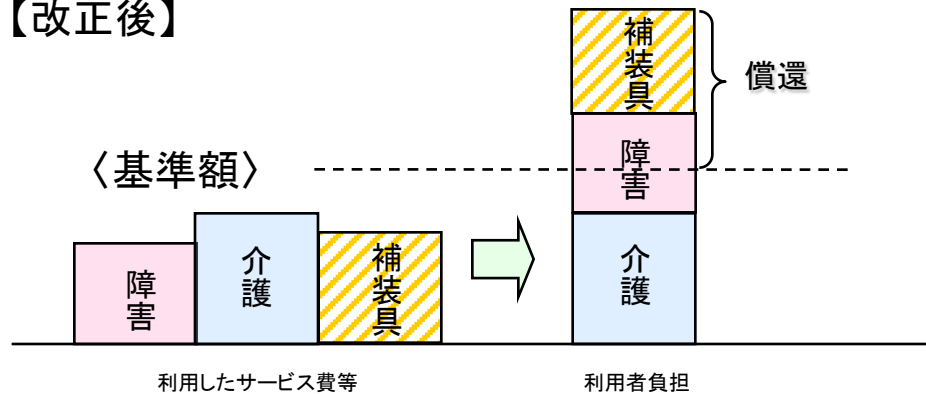


**新たに補装具費も
合算対象となる費用とする(※)**

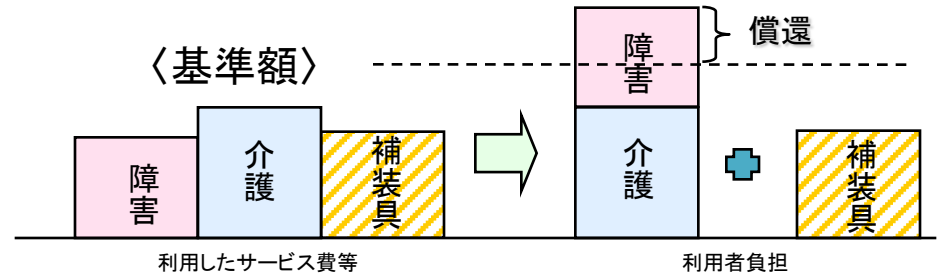
※補装具費は、世帯の中に市町村民税所得割額が46万以上の者がいる場合は公費負担の対象外(現行どおり)。

＜例：同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用及び補装具費の支給を受けている場合＞

【改正後】



【現行】



③ 障害者の範囲の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

○ 障害者の範囲について

◆障害者自立支援法との関係について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、今般「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」により、障害者自立支援法第4条第1項において、発達障害は精神障害に含まれるものとして法律上に明記されたところであり、各種サービスの対象となるので、改めて管内市区町村及び関係機関等へ周知願いたい。

【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

(参考) ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

第5章 精神及び行動の障害（F00-F99）

		<法律>		<手帳>
F00-F69	統合失調症や気分（感情）障害など	精神保健福祉法	障害者 知的 福祉法	精神保健 福祉手帳
F70-F79	知的障害<精神遅滞>			療育 手帳
F80-F89	心理的発達の障害 （自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、 学習障害など）		発達障害者支援法	精神保健福祉手帳
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 （注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など）			

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
(精神保健福祉法第5条)



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。

(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス>

(1) 相談支援事業

(2) 日中活動系サービス

① 就労移行支援

② 就労継続支援

③ 自立訓練(生活訓練)

④ 児童デイサービス

(3) 訪問系サービス

① 行動援護

② 短期入所(ショートステイ)

(4) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)

(5) 地域生活支援事業

① 移動支援

④ 相談支援の充実

(施行期日)
原則として平成24年4月1
日施行(予定)

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取り組状況に差がある。
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。

→ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況 85%(平成22年4月)

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。

→ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は3,413人(平成22年4月)。

基幹相談支援センター

- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
- 市町村又は当該業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者その他の省令で定める者が設置することができる。

設置できる者

■市町村

■市町村が委託する者
(一般相談支援事業者等)

※設置するかどうか
は市町村の任意

《基幹相談支援センター》

- 身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う

地域における相談支援の
中核的な役割を担う機関

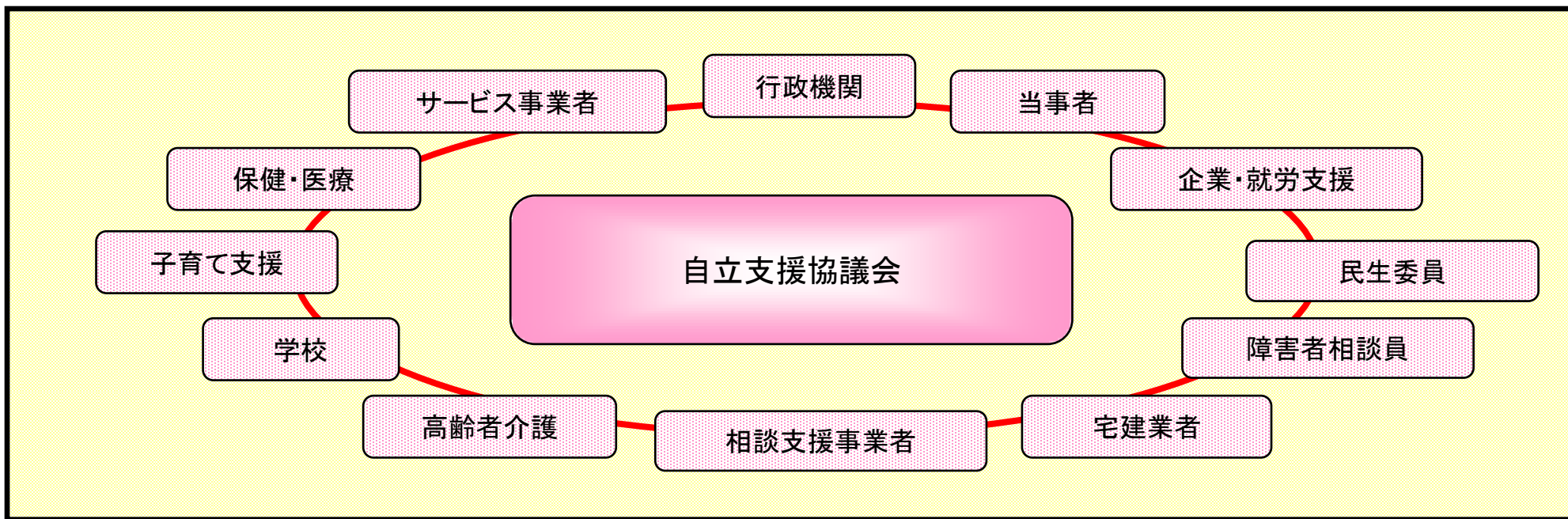
(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

「自立支援協議会」を法律上位置付け

- 障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。
 - これを担う「自立支援協議会」について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
 - 自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。
- ※ この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、「第三期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっても、今回の改正の趣旨を踏まえ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

【自立支援協議会を構成する関係者】



「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大に拡大

指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
- ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

○精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

一般的な相談支援

サービス等利用計画

地域移行支援・地域定着支援

「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者
に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考
・対象を拡大に拡大

創設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は、市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)
・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

一般的な相談支援

居宅サービス

サービス等利用計画等

通所サービス

地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

○ 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

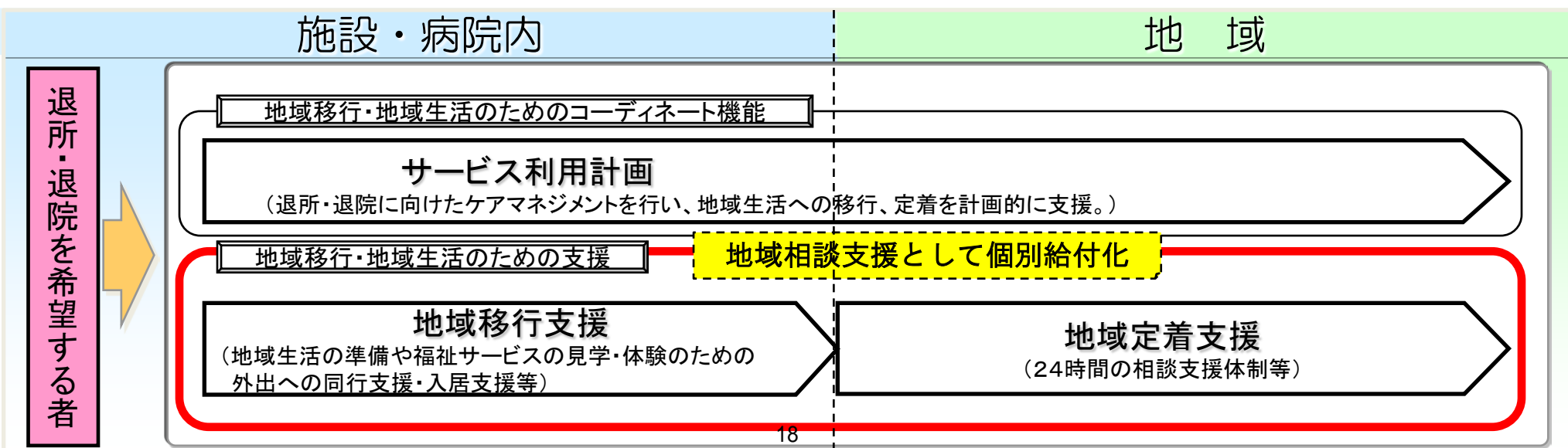
○ 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

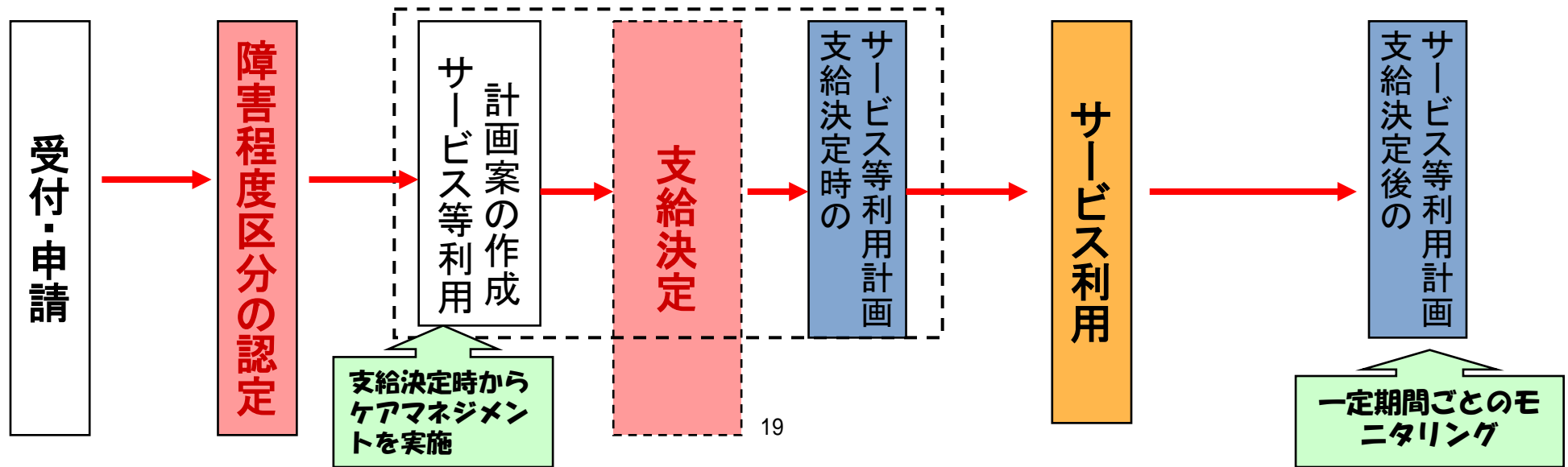
※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。

※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。



支給決定プロセスの見直し等

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。
 - * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
 - * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとする。
 - * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成するようにする方向で検討)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



⑤ 障害児支援の強化

(施行期日)
平成24年4月1日施行

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。
(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

- 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

→ 18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児支援の強化

(1) 障害児通所支援 (児童福祉法第6条の2等)

- ① 通所支援・児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、「児童発達支援(センター)」「医療型児童発達支援(センター)」として一元化して、多様な障害の子どもを受け入れられるようにする。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 新たに、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」を創設する。
- ③ 給付についての実施主体を、市町村とする。

(2) 障害児入所支援 (児童福祉法第7条等)

- ① 入所支援について、障害の重複化等を踏まえ、障害種別による区分をなくし、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」として一元化する。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 在園期間の延長措置を見直し、満18歳以上の入所者については、児童福祉法ではなく障害者施策で対応するように見直す。

その際、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、この基準の設定に当たって配慮等を行う。

障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- 新 保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

(施行期日)
平成24年4月1日までの
政令で定める日(平成23年10月
1日(予定))から施行

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(居住に要する費用の助成)。

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

グループホーム・ケアホームの利用の際の助成

1 目的

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

2 対象者

グループホーム・ケアホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

3 助成額(月額)

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

4 負担率

1/2 (負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

5 施行期日

平成23年10月1日

重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）

1 目的

地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障害者（児）の移動支援について、「同行援護」として障害福祉サービスに位置付け、自立支援給付の対象とするもの。

※ 対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準の内容、国庫負担基準等については、今後検討を行う。

2 負担率

1／2（負担割合 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

3 施行期日

平成23年10月1日

⑦ その他

(施行期日)

(1)(3)(6): 公布日施行

(2)(4)(5): 平成24年4月1日までの
政令で定める日(平成24年
4月1日(予定))から施行

(1) 「その有する能力及び適性に応じ」の削除

(課題) 能力及び適性に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれ。

→ 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除。

(2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

(課題) 成年後見制度利用支援事業は、相談支援事業の事業内容の一つであり、実施していない市町村がある。

※ 市区町村における成年後見制度利用支援事業の実施状況 40%(平成22年4月)

→ 法律上、市町村の地域生活支援事業を必須事業とする。

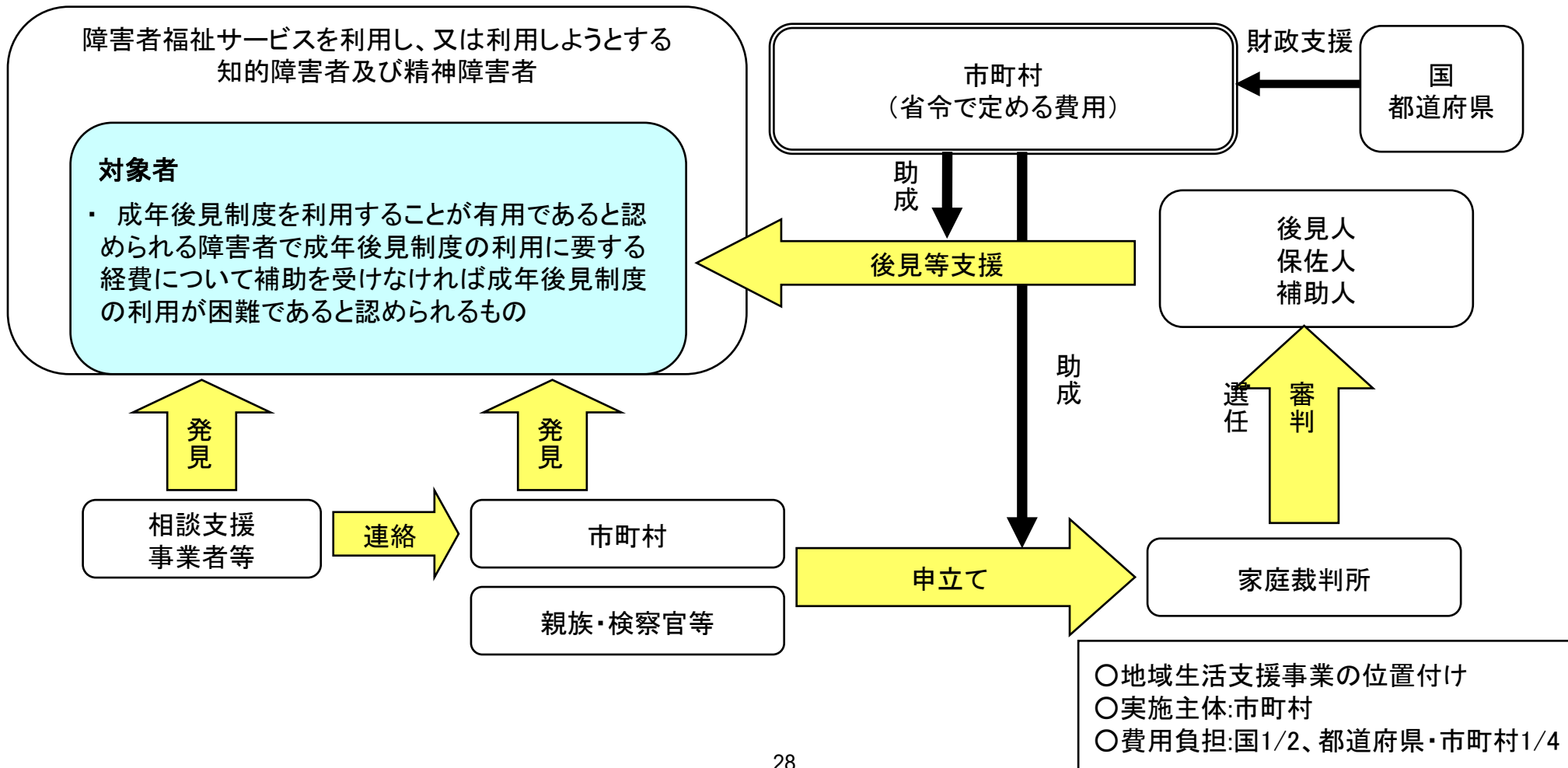
(3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例

(課題) 児童デイサービスの利用は、18歳未満。在学中に、利用できなくなる。

→ 児童デイサービスを20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

- 成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業を必須事業化。
- 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。



(4) 事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

(5) 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】

(6) 検討

(課題) 難病の者等に対する支援及び障害者等に対する全般的な移動支援の充実が必要。

→ 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者自立支援法等の改正による事業者の業務管理体制の整備等

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守の履行を確保する必要

事業者の本部への検査権限がない

→不正行為への組織的な関与が確認できない

不正事業者による処分逃れ

→監査中の廃止届により処分ができない
→同一法人グループへの譲渡に制限がない

「一律」連座制の問題

→組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座
→自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

業務管理体制の整備

- 事業者単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう新たに業務管理体制の整備を義務付け

本部への立入検査等

- 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、都道府県等による事業者の本部等への立入検査権を創設

処分逃れ対策

- 事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ変更。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加
- 指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

指定・更新に係る欠格事由の見直し

- いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、自治体が指定・更新の可否を判断

サービス確保対策の充実

- 事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化
- 事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加
- 行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する援助を行う

事業者の業務管理体制の監督体制

業務管理体制の監督権者

国

- 以下のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者
 - ・ 指定障害者支援施設
 - ・ 指定一般相談支援事業者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児通所支援事業者
 - ・ 指定障害児入所施設
 - ・ 指定医療機関
 - ・ 指定障害児相談支援事業者
- のぞみの園

市町村

- 以下のうち事業所が同一市町村内に所在する事業者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者

都道府県

- 以下のうち同一都道府県内に事業所又は施設等が所在する事業者又は施設等の設置者
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者
 - ・ 指定障害者支援施設
 - ・ 指定一般相談支援事業者
 - ・ 指定障害児通所支援事業者
 - ・ 指定障害児入所施設
 - ・ 指定医療機関
- 以下のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在する事業者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者

・ 届出に関する連携

・ 業務管理体制の整備に関する事項の届出

・ 報告徴収、質問、立入検査の実施
・ 勧告、命令等の実施

・ 報告等の権限行使の際の連携
・ 指定権者からの権限行使の要請

事業者
施設等の設置者

事業者・施設等の指定権者

市町村

- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

都道府県

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定医療機関

※ 事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者データ等の管理方法等については追って連絡するが、基本的に介護保険制度と同様の仕組みとする予定。

※ 施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。

※ 基準該当障害福祉サービス事業者は対象外。

障害保健福祉の推進に関する件

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
 - 二 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
 - 二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

(2) 平成23年10月施行分(その2)

	平成23年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
同行援護の創設	○主管課長会議		○サービス内容、支給対象者、支給要件等の案の提示 ○事務処理要領改訂案の提示 ○報酬案の提示 ○留意事項通知案の提示 ○請求明細書等の様式案の提示 ○同行援護事業者の指定基準、従事者要件等の案の提示 ○同行援護従事者養成研修カリキュラム案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○政省令・告示案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領改訂版の送付				(施行)
						(市町村) 申請受付開始 → 認定調査 → 支給決定 (申請勧奨)				
						(都道府県) 事業者指定申請受付開始 → 事業者指定				
						(都道府県) 同行援護従事者養成研修の実施				

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

(3) 平成24年4月施行分(その1)

	平成23年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
利用者負担の見直し	○主管課長会議				○利用者負担見直し後の仕組みに係る基本的枠組み案の提示 ○高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象者、支給方法(計算方法・償還方法)等の基本的枠組み案の提示		○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示		
	平成23年				平成24年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
		○負担上限月額及び高額障害福祉サービス等給付費算定基準額等の案の提示	○利用者負担認定の手引き改訂案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令の公布 ○利用者負担認定の手引き改訂版の送付 (市町村) 負担上限月額再認定 → 受給者証交付				(施行)	

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

(4) 平成24年4月施行分(その2)

	平成23年								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
相談支援体制の充実	○主管課長会議				○地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者、指定基準（人員、運営基準等）等に係る基本的枠組み案の提示 ○相談支援従事者研修事業実施要綱改訂版の送付 ○基幹相談支援センターの業務内容、体制等に係るイメージの提示	○報酬算定構造案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示	
	平成23年				平成24年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
○指定基準省令、相談支援従事者に係る告示案の提示 ○解釈通知改訂案の提示 ○事務処理要領改訂案の提示				○報酬案の提示 ○留意事項通知案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○解釈通知改訂版の送付 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領改訂版の送付	(施行)		
				(市町村) ※地域相談支援申請受付開始 → 支給決定 (都道府県及び市町村) 事業者指定（準備行為を含む。） ※既存の指定相談支援事業者：みなし指定（指定一般相談）					

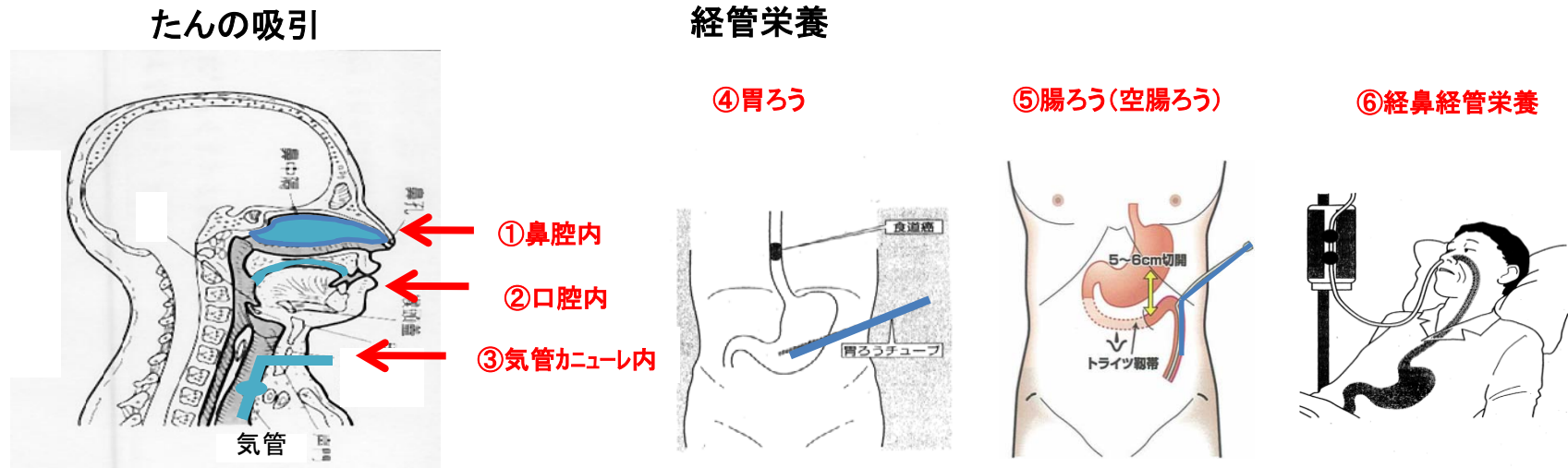
注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

(5) 平成24年4月施行分(その3)

	平成23年								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
障害児支援の強化	○主管課長会議				○障害児通所支援及び障害児入所支援のサービス内容、支給対象者、支給要件等の基本的枠組み案の提示 ○障害児通所支援の市町村移管に伴う事務大要案の提示 ○18歳以上の施設入所障害児の障害福祉サービスへの移行に伴う事務大要案の提示	○報酬算定構造案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示	
	平成23年				平成24年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
	○最低基準省令、指定基準省令案の提示 ○解釈通知改訂案の提示 ○事務処理要領案の提示			○報酬案の提示 ○留意事項通知案の提示	○政省令・告示案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○解釈通知改訂版の送付 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領の送付	(施行)		
				(都道府県及び市町村) ※障害児通所支援 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定(みなし)		(都道府県及び市町村) ※18歳以上の施設入所障害児 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定			
				(都道府県等) 事業者指定(準備行為を含む。) ※既存の指定知的障害児施設等：みなし指定					

介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）

- たんの吸引・経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師、看護職員のみが実施可能



- 例外として、一定の条件下(本人の文書による同意、適切な医学的管理等)でヘルパー等による実施を容認（実質的違法性阻却論）

- ◆在宅の患者・障害者・・・①②③
- ◆特別支援学校の児童生徒・・・①②+④⑤⑥
- ◆特別養護老人ホームの利用者・・・②+④

※ ①～⑥のそれぞれの行為の中に、部分的にヘルパー等が行えない行為がある。
（例：特養での胃ろうにおけるチューブ等の接続と注入開始は×）

介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）

		在宅（療養患者・障害者）	特別支援学校（児童生徒）	特別養護老人ホーム（高齢者）
対象範囲	たんの吸引	口腔内 ○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔 ○	○	—
		気管カニューレ内部 ○	—	—
	経管栄養	胃ろう —	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう —	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	—
		経鼻 —	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	—
要件等	①本人との同意	<ul style="list-style-type: none"> 患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意（ヘルパー個人が同意） ホームヘルパー業務と位置づけられていない 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意 	<ul style="list-style-type: none"> 入所者（入所者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意
	②医療関係者による的確な医学的管理	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護 	<ul style="list-style-type: none"> 主治医から看護師に対する書面による指示 看護師の具体的指示の下で実施 在校時は看護師が校内に常駐 保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 配置医から看護職員に対する書面による指示 看護職員の指示の下で実施 配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備
	③医行為の水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師及び教員が研修を受講 主治医による担当教員、実施範囲の特定 マニュアルの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師及び介護職員が研修を受講 配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 マニュアルの整備
	④施設・地域の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置 指示書、実施記録の作成・保管 緊急時対応の手順、訓練の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> 施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置 指示書、実施記録の作成・保管 緊急時対応の手順、訓練の実施 等

総理指示「介護・看護人材の確保と活用について」 (平成22年9月26日)

菅総理の演説・記者会見等

トップ > 菅総理の演説・記者会見等

介護・看護人材の確保と活用について 総理指示

○ 介護・看護現場では、依然として人材が不足している。このため、以下の点について取組を行うよう、厚生労働省に指示をした。

※有効求人倍率(22年7月)介護 1.23倍、看護 2.36倍、全職業平均0.45倍

1. 人材確保のため、介護・看護職員の処遇改善に向けて今後とも取り組むこと。
2. 介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施でききるよう、法整備の検討を早急に進めること。

また、あわせて、介護職員がこうした「医療的ケア」を適切に実施することができ
るよう、レベルアップ研修事業を本年度中に前倒して実施すること。

※これら「医療的ケア」は、現在は、医学的管理など一定条件の下で運用によって認められているが、あくまでも「当面のやむをえず必要な措置」としての位置づけ。このため、介護現場では実施を躊躇する傾向があり、また、医学的管理の条件では、グループホームや有料老人ホームでの実施は困難。さらに、介護現場では研修等の機会を充実してほしいとの要望が強い。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

1. 趣旨

これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。

しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されている。

こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行う。

2. 検討課題

- ①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方
- ②たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方
- ③試行的に行う場合の事業の在り方

3. 構成員（敬称略、50音順）

岩城節子	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会評議員	齋藤訓子	日本看護協会常任理事
因利恵	日本ホームヘルパー協会会長	島崎謙治	政策研究大学院大学教授
内田千恵子	日本介護福祉士会副会長	白江浩	全国身体障害者施設協議会副会長
大島伸一	独立行政法人国立長寿医療研究センター総長	中尾辰代	全国ホームヘルパー協議会会長
太田秀樹	医療法人アスムス理事長	橋本操	NPO法人さくら会理事長・日本ALS協会副会長
川崎千鶴子	特別養護老人ホームみずべの苑施設長	平林勝政	國學院大學法科大学院長
河原四良	UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長	榊田和平	全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
川村佐和子	聖隷クリストファー大学教授	三上裕司	日本医師会常任理事
黒岩祐治	ジャーナリスト、国際医療福祉大学大学院教授	三室秀雄	東京都立光明特別支援学校校長

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について(中間まとめ)の概要

(平成22年12月13日 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。(※「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為の範囲

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ☆口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする
- 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)
 - ☆胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆養成カリキュラムにたんの吸引等の内容を追加
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆一定の研修を修了した者

教育・研修

- 教育・研修を行う機関を特定
- 基本研修・実地研修(※試行事業を実施中)
 - ☆既存の教育・研修歴等を考慮
 - ☆知識・技能の評価を行った上で研修修了
- 教育・研修の体系には複数の類型を設ける
 - ☆特定の者(ALS等の重度障害者等の介護や施設、特別支援学校など)を対象とする場合
 - ☆たんの吸引のみ、経管栄養のみの場合

実施の要件

- 一定の基準を満たす施設、事業所等を特定(※医療機関を除く)
 - <対象となる施設、事業所等の例>
 - ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
 - ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
 - ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
 - ・特別支援学校
- 医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働の確保
- 安全確保に関する基準の設定と指導・監督

実施時期等

- 介護保険制度等の見直しの時期も踏まえ、平成24年度の実施を目指す。
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な経過措置を設ける

※教育・研修や安全確保措置等の具体的内容については、「試行事業」の結果等を踏まえて、今後、さらに検討する。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について

- 在宅、特別養護老人ホームや障害者（児）施設等において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員（※）の養成に必要な研修事業を実施する。

※ 対象となる介護職員等の例・・・ホームヘルパー、介護福祉士、生活支援員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員等

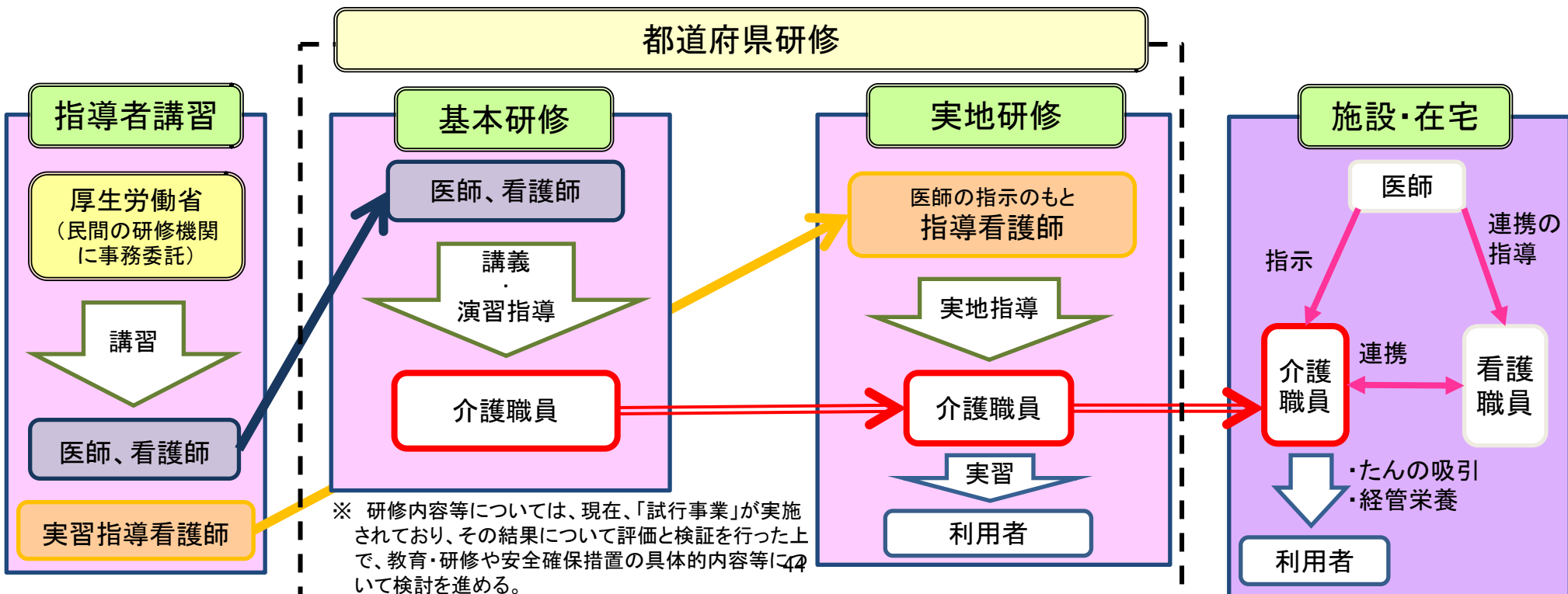
- 平成23年度予算（案） 940,329千円（老健局、障害保健福祉部の合計額）

【指導者講習】

- ・ 都道府県が行う、たんの吸引等に関する基本・実地研修において指導を行う医師・看護師等に対し、必要な講習を行う。
- ・ 予算案 23,829千円 ・ 実施主体 国

【都道府県研修】

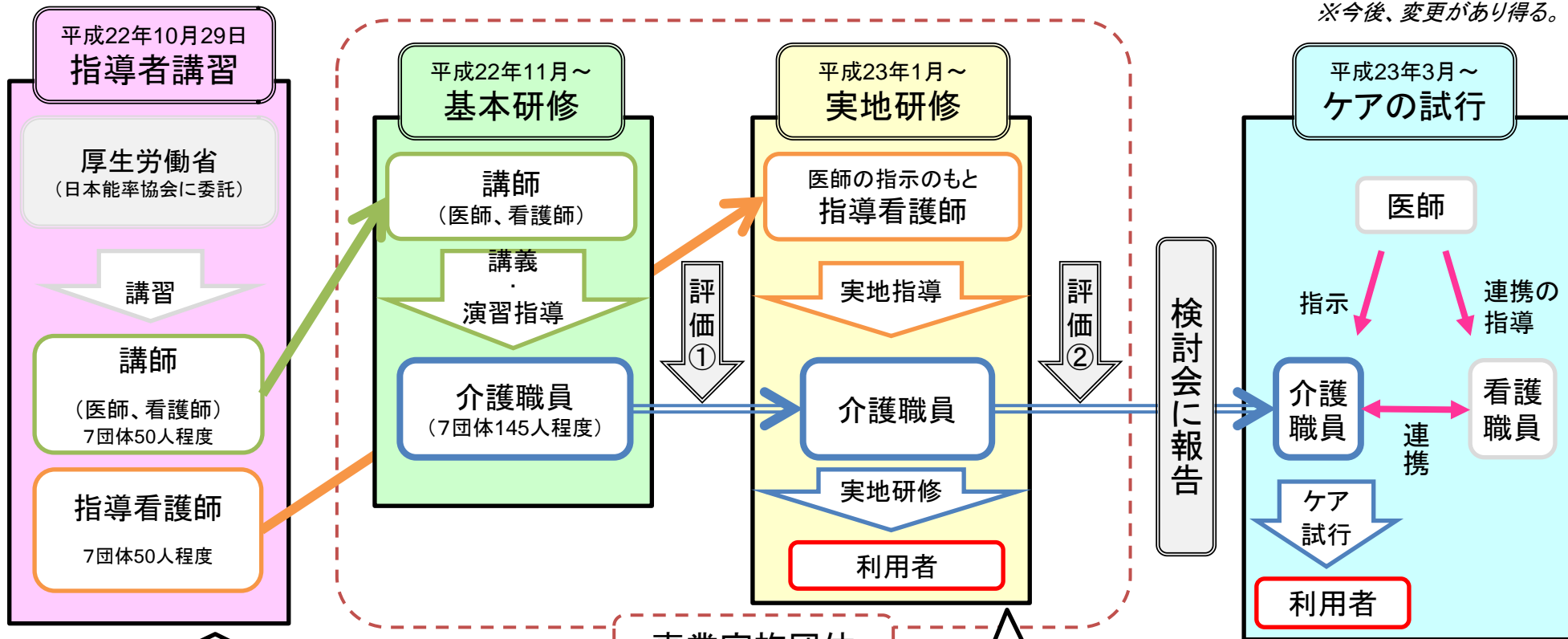
- ・ たんの吸引等を行う介護職員等を養成するため、都道府県において研修を行う。
- ・ 予算案 916,500千円（内訳） 老健局計上（施設関係） 611,000千円（1県あたり事業費26,000千円、養成者数100人）
障害部計上（在宅関係） 305,500千円（1県あたり事業費13,000千円、養成者数50人）
- ・ 実施主体 都道府県（民間団体に委託可） ・ 補助率（補助割合） 国1/2、都道府県1/2



介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）の概要

※ 試行事業の実施にあたっては、基本的内容について検討会で御議論いただいた上で、具体的な研修の実施内容・方法等については、検討会から大島座長、内田委員、太田委員、川崎委員、川村委員、橋本委員にアドバイザーをお願いしている。

※今後、変更があり得る。



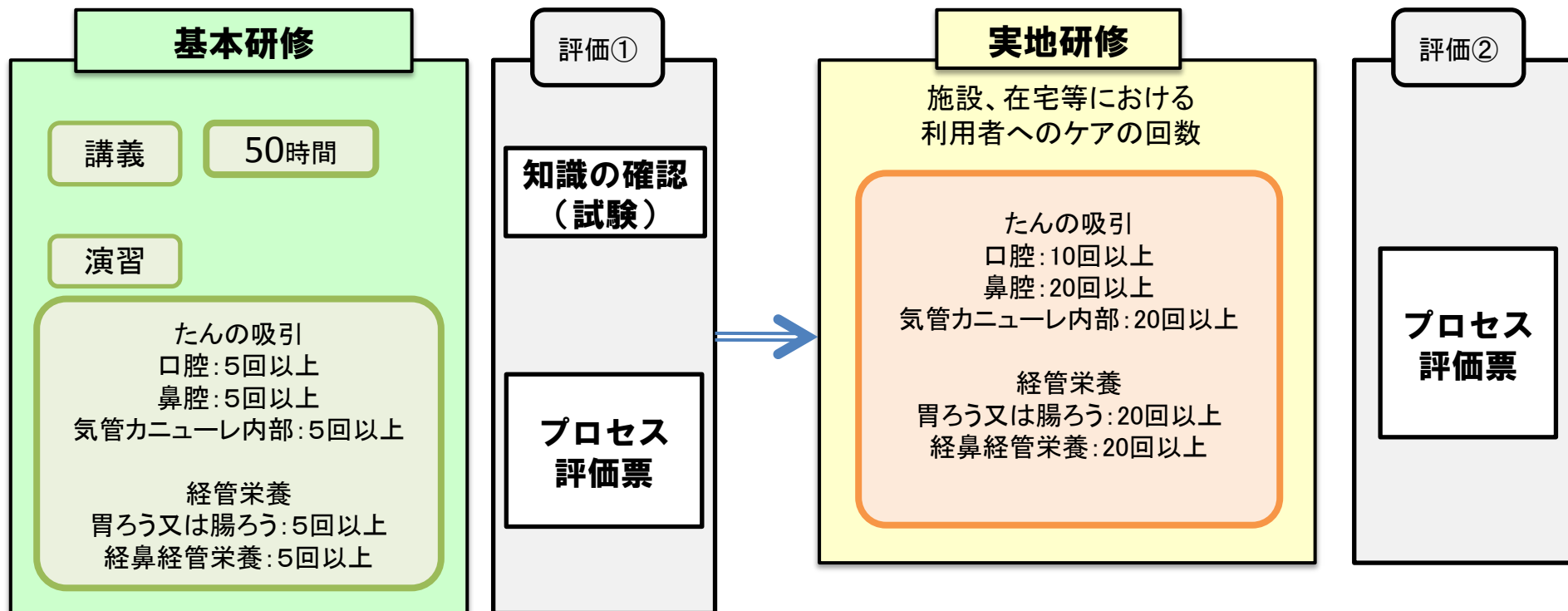
事業実施団体

- 指導者(講師・指導看護師)は事業実施団体から推薦された者
- 指導者へ試行事業の目的・方法・内容等を説明

- 事業実施団体は以下の7団体。
 全国社会福祉協議会
 全国有料老人ホーム協会
 全国老人福祉施設協議会
 全国老人保健施設協会
 日本介護福祉士会
 日本認知症グループホーム協会
 日本訪問看護振興財団

- 実地研修は各施設・在宅事業所等において、指導看護師が介護職員1～3人程度を指導。
- 要件を満たす場合(資料4-2)は、介護職員が勤務する自施設・在宅において実地研修を行うことも可能。

介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）の 研修カリキュラム



※救急蘇生法演習(1回以上)も必要。
※シミュレーターが必要であるがやむを得ず模擬患者も可。

※実地研修を実施する施設・在宅等は基本要件(#)を満たす
ことが必要。

#実地研修を実施する際に必要とされる基本要件

- ①組織的対応を理解の上、介護職員等が実地研修を行うことについて書
面による同意
- ②医師から指導看護師に対する書面による当該行為の指示
- ③指導看護師の具体的な指導
- ④患者(利用者)ごとの個別計画の作成
- ⑤マニュアルの整備
- ⑥関係者による連携体制の確保
- ⑦指示書や実施記録の作成・保管
- ⑧緊急時対応の手順、訓練の実施
- ⑨たんの吸引及び経管栄養の対象となる患者が適当数入所又は利用している
- ⑩介護職員を受け入れる場合には、介護職員数名につき指導看護師が1名以上配置
- ⑪介護職員を指導する指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を
受講している

介護職員によるたんの吸引等の試行事業(特定の者)の事業イメージ

試行事業(特定の者対象)

指導者講習

試行事業実施事業者
説明

看護師

・基本研修の講師となる看護師及び実地研修の際、指導を行う看護師(指導看護師)に対し、本事業について個別に説明。

・「不特定多数」と「特定の者」の違い(基本研修で教える範囲、評価基準等)を中心に説明。

11月上旬

基本研修

・重度訪問介護従業者養成研修と合わせ20.5時間(重度訪問介護従業者養成研修修了済みの者は9時間程度)

・「在宅における特定の者」に特化したテキストを使用し、研修時には基本的内容に絞って講義を実施。

・講義部分の評価については、「在宅における特定の者」に特化した試験を実施。

・演習については、一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し行う。

講義 → 評価

演習 → 評価

11月13~14日

実地研修
(特定の利用者の居宅で実施)

医師・指導看護師

医師・指導看護師と連携した熟練介護職員及び本人、家族が医療連携の下

指導 → 評価

介護職員(20人)

実地研修 → 評価

特定の利用者

・試行事業においては、たん吸引及び経管栄養の知識・技術を集中的に学習する。(通常はコミュニケーションや他の介護技術を先に習得。)

・実地研修については、指導看護師(必要に応じ指導看護師と連携した熟練介護職員)が指導を行い、指導看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施。

・指導看護師の指導は、初回及び状態変化時以外については「定期的」に実施。

・評価については、「在宅における特定の者」に特化した評価票を使用。

・評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。

11月下旬~1月下旬(予定)

ケアの試行
(特定の利用者の居宅で実施)

医師

指示 → 介護職員

連携の指導 → 看護職員

連携

ケア試行

特定の利用者

検討会に報告

※ 試行事業実施事業者は公募の結果、「NPO法人さくら会」に決定。

※ 外部有識者による評価。

障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

3障害一元化

身体、知的、精神障害者たてわりのサービス
(精神障害者は支援費制度の対象外)

- **3障害の制度格差を解消**し、障害の種別を問わず利用可能
- **重複障害者**なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

昼夜分離

24時間同一施設で生活

日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能
「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ

地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

地域生活支援や就労支援といった地域で生活していくために必要なサービスを創設

サービス名称

「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

「介護」、「訓練」、「就労支援」といった国民にわかりやすいサービス名称に変更

利用者本位のサービス体系へ再編

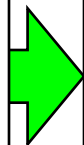
※ 旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。

<再編前:旧体系>

- 重症心身障害児施設
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス

新体系 へ移行

- ① ② ③
- 3 昼夜分
障害一元化
- 地域移行等の促進



<再編後:新体系>

日中活動の場

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- ① 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
- ② 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- ③ 自立訓練(機能・生活訓練)
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援

【地域生活支援事業】

- ⑥ 地域活動支援センター



居住支援の場

居住支援サービス

- ケアホーム
- グループホーム
- 福祉ホーム

又は

施設への入所

第174回通常国会・衆・予算委員会〔平成22年2月15日(月)〕

(公)高木美智代議員質疑【新体系移行関係部分を抜粋】

(高木美智代議員)

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれは、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこない、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはまさに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声でございます。明快な答弁を求めます。

(長妻厚生労働大臣)

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということになりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているというところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでございます。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったんじゃないかという深い反省に立っておりまして、今後、推進会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取り組んでまいりたいと考えています。

(高木美智代議員)

事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまったんですが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しなければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないという状況があります。これに対して、どのように対応されますか。このまま放置しておいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいのでしょうか。

(長妻厚生労働大臣)

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということでもあります。そしてもう一つの議論としては、全体ですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直し、障害者の皆様のご意見を十分に反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことでもあります。

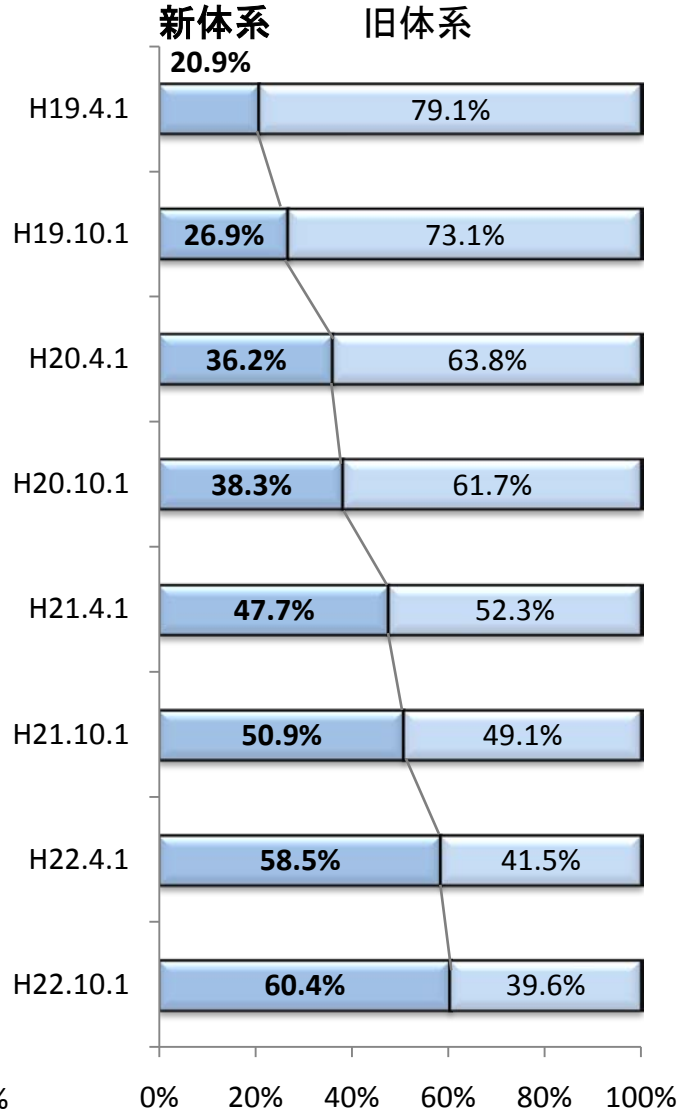
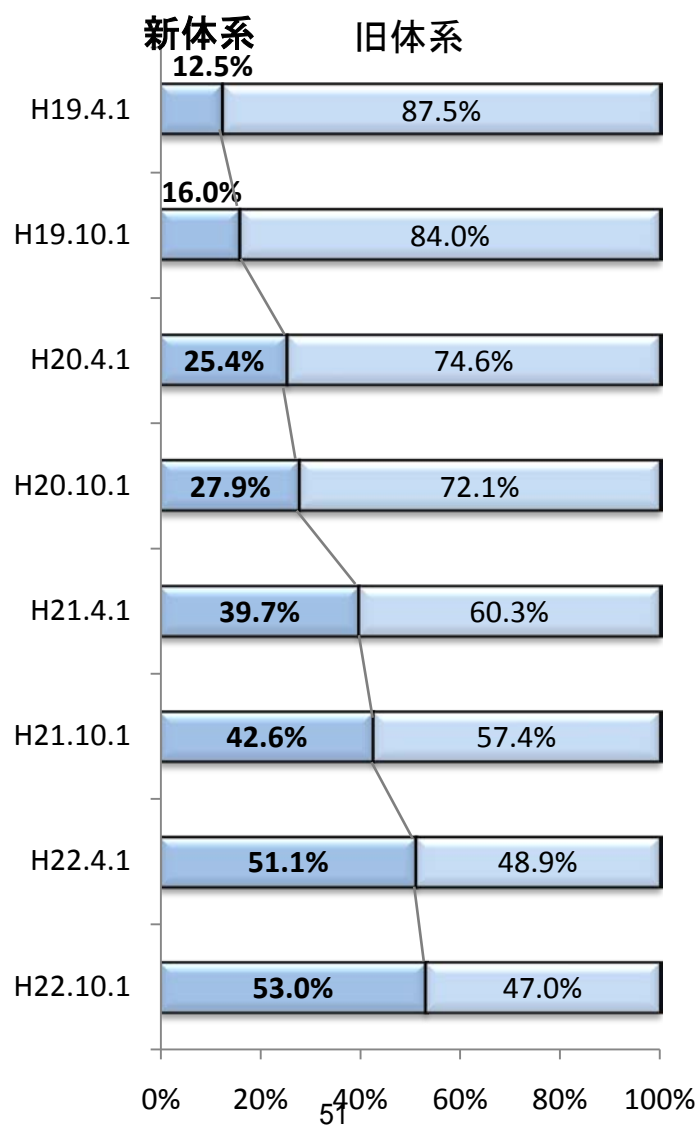
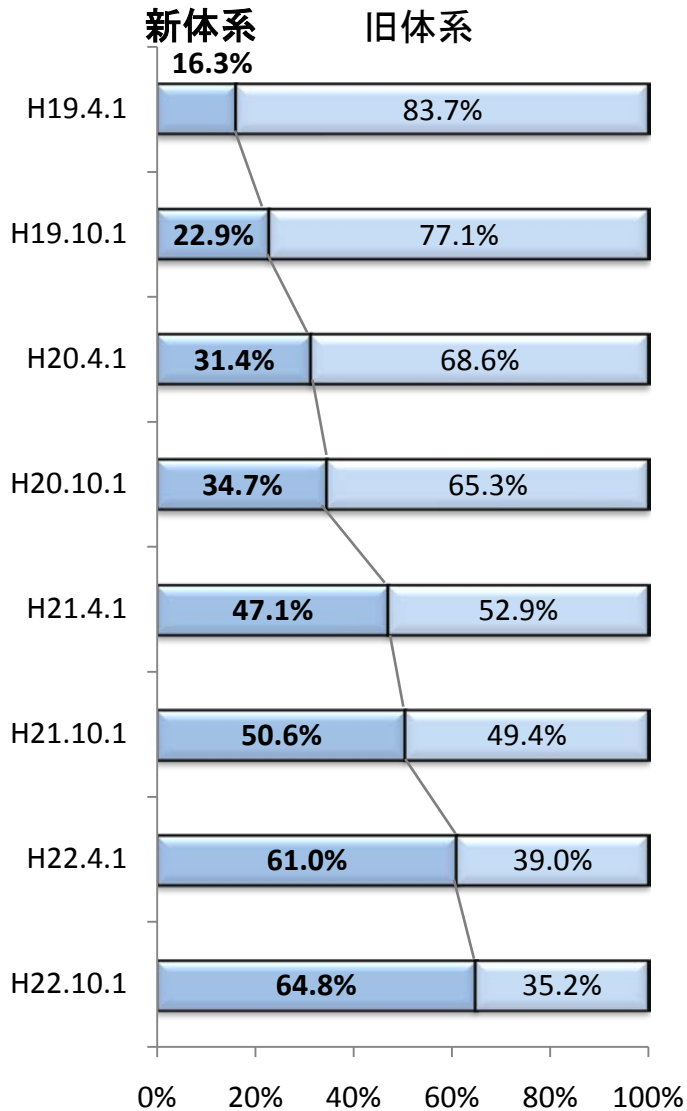
新体系サービスへの移行について

新体系サービスへの移行率は、平成22年10月1日時点で**56.5%**。

身体障害者更生援護施設

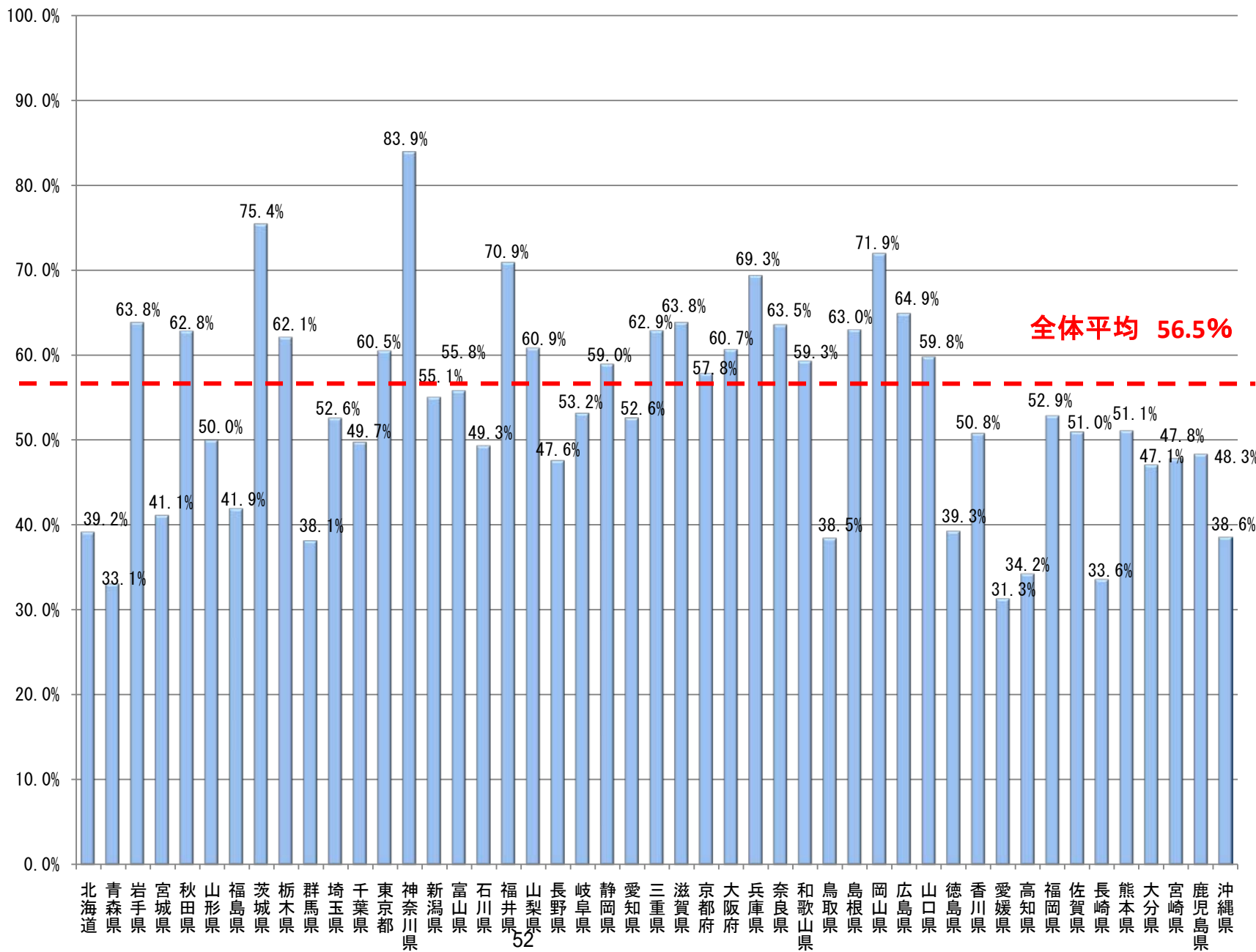
知的障害者援護施設

精神障害者社会復帰施設



新体系サービスへの移行率(都道府県別) H22.10.1時点

都道府県名	平均
北海道	39.2%
青森県	33.1%
岩手県	63.8%
宮城県	41.1%
秋田県	62.8%
山形県	50.0%
福島県	41.9%
茨城県	75.4%
栃木県	62.1%
群馬県	38.1%
埼玉県	52.6%
千葉県	49.7%
東京都	60.5%
神奈川県	83.9%
新潟県	55.1%
富山県	55.8%
石川県	49.3%
福井県	70.9%
山梨県	60.9%
長野県	47.6%
岐阜県	53.2%
静岡県	59.0%
愛知県	52.6%
三重県	62.9%
滋賀県	63.8%
京都府	57.8%
大阪府	60.7%
兵庫県	69.3%
奈良県	63.5%
和歌山県	59.3%
鳥取県	38.5%
島根県	63.0%
岡山県	71.9%
広島県	64.9%
山口県	59.8%
徳島県	39.3%
香川県	50.8%
愛媛県	31.3%
高知県	34.2%
福岡県	52.9%
佐賀県	51.0%
長崎県	33.6%
熊本県	51.1%
大分県	47.1%
宮崎県	47.8%
鹿児島県	48.3%
沖縄県	38.6%
全体平均	56.5%



○新体系サービスへの移行状況（施設種別の内訳）

	平成18年	平成19年				平成20年				平成21年				平成22年				差し引き 指定数 (旧体系)
	9月30日 指定数	4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		
		新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	
(1) 身体障害者更生援護施設																		
身体障害者療護施設	503	43	8.55%	68	13.52%	101	20.08%	116	23.06%	179	35.59%	205	40.76%	272	54.08%	302	60.04%	201
身体障害者更生施設	106	15	14.15%	19	17.92%	29	27.36%	33	31.13%	49	46.23%	50	47.17%	64	60.38%	67	63.21%	39
身体障害者入所授産施設	202	20	9.90%	26	12.87%	44	21.78%	53	26.24%	73	36.14%	83	41.09%	104	51.49%	109	53.96%	93
身体障害者通所授産施設	343	70	20.41%	102	29.74%	133	38.78%	143	41.69%	178	51.90%	181	52.77%	208	60.64%	218	63.56%	125
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.13%	99	41.42%	124	51.88%	135	56.49%	175	73.22%	182	76.15%	200	83.68%	206	86.19%	33
身体障害者福祉工場	34	12	35.29%	13	38.24%	17	50.00%	15	44.12%	18	52.94%	21	61.76%	23	67.65%	23	67.65%	11
合計	1,427	232	16.26%	327	22.92%	448	31.39%	495	34.69%	672	47.09%	722	50.60%	871	61.04%	925	64.82%	502
(2) 知的障害者援護施設																		
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.09%	107	7.36%	224	15.42%	264	18.17%	438	30.14%	496	34.14%	646	44.46%	687	47.28%	766
知的障害者入所授産施設	227	12	5.29%	18	7.93%	33	14.54%	38	16.74%	57	25.11%	68	29.96%	80	35.24%	82	36.12%	145
知的障害者通勤寮	126	6	4.76%	9	7.14%	13	10.32%	15	11.90%	23	18.25%	28	22.22%	39	30.95%	41	32.54%	85
知的障害者通所更生施設	604	93	15.40%	119	19.70%	188	31.13%	189	31.29%	270	44.70%	283	46.85%	331	54.80%	340	56.29%	264
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.14%	235	14.38%	398	24.36%	440	26.93%	651	39.84%	683	41.80%	813	49.76%	842	51.53%	792
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.25%	199	45.85%	254	58.53%	272	62.67%	314	72.35%	325	74.88%	361	83.18%	364	83.87%	70
知的障害者福祉工場	70	35	50.00%	40	57.14%	46	65.71%	49	70.00%	52	74.29%	53	75.71%	54	77.14%	56	80.00%	14
合計	4,548	568	12.49%	727	15.99%	1,156	25.42%	1,267	27.86%	1,805	39.69%	1,936	42.57%	2,324	51.10%	2,412	53.03%	2,136
(3) 精神障害者社会復帰施設																		
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.48%	29	9.90%	40	13.65%	42	14.33%	62	21.16%	66	22.53%	78	26.62%	82	27.99%	211
精神障害者入所授産施設	29	5	17.24%	6	20.69%	8	27.59%	9	31.03%	12	41.38%	13	44.83%	14	48.28%	14	48.28%	15
精神障害者通所授産施設	305	71	23.28%	87	28.52%	119	39.02%	123	40.33%	151	49.51%	157	51.48%	181	59.34%	184	60.33%	121
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.84%	138	39.77%	184	53.03%	195	56.20%	236	68.01%	255	73.49%	293	84.44%	303	87.32%	44
精神障害者福祉工場	19	6	31.58%	7	36.84%	8	42.11%	11	57.89%	13	68.42%	14	73.68%	15	78.95%	17	89.47%	2
合計	993	208	20.95%	267	26.89%	359	36.15%	380	38.27%	474	47.73%	505	50.86%	581	58.51%	600	60.42%	393
(4) 合計																		
合計	6,968	1,008	14.47%	1,321	18.96%	1,963	28.17%	2,142	30.74%	2,951	42.35%	3,163	45.39%	3,776	54.19%	3,937	56.50%	3,031

※平成18年9月末日に事業をおこなっていた旧法施設等のうち、新体系に移行した施設数及びその割合（厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調べ）

新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定等についてのアンケート結果

1. アンケート実施概要

- 送付事業数 3,298か所(全ての旧体系サービスの事業所)
- 回答事業所数 2,262か所
- 回答率 68.6%
- 調査方法 都道府県を通じ全ての旧体系サービスの事業所にアンケート用紙を送付し、平成22年4月30日までに回答があったものについて集計を行った。

2. 今後の移行時期を決めている事業所の割合

	総 数	具体的な移行時期を決めている	移行時期は未定	無回答
か 所 数	2,262か所	1,663か所	595か所	4か所
割 合	100%	73.5%	26.3%	0.2%

3. 具体的な移行時期

移行予定時期	H22. 10まで	H23.4まで	H23.10まで	H24.3まで	(合計)
か 所 数	146か所	109か所	786か所	620か所	1,663か所
割 合	8.8%	6.6%	47.3%	37.3%	100%

※合計には、無効回答の2か所を含む

4. 未だ新体系へ移行していない理由

	総 数	利用者の希望・意向による	検討材料が不足している	具体的なイメージがわからない	他施設の移行の様子を見たい	旧体系でぎりぎりまで様子を見たい	報酬の増減が読めない	都道府県・市町村との協議による	その他	無 回 答
か所数	2,262か所	71か所	228か所	88か所	167か所	780か所	499か所	142か所	494か所	85か所
割 合	100%	3.1%	10.1%	3.9%	7.4%	34.5%	22.1%	6.3%	21.8%	3.8%

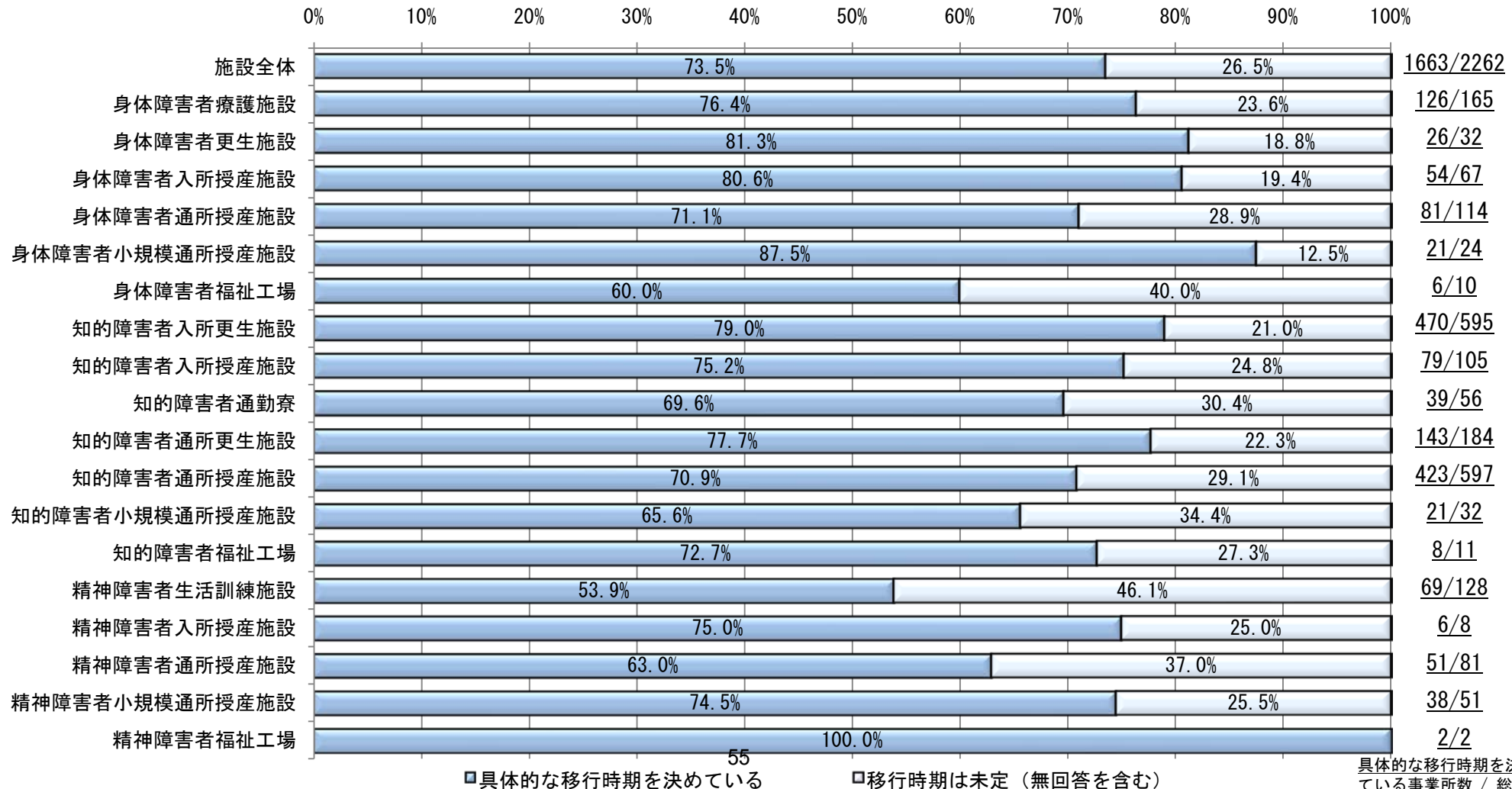
新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定(アンケート調査結果) H22.4.1時点

新体系サービスへの今後の移行予定については、回答のあった2,262か所の事業所のうち、**73.5%**に当たる1,663施設が**具体的な時期を決めている**。

具体的な移行時期(1,663施設の内訳)

H22. 10 まで	H23. 4 まで	H23. 10 まで	H24. 3 まで
146か所	109か所	786か所	622か所

※障害福祉課調べ



新体系サービスへの移行支援策

1. 新体系サービスの報酬

- 新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、これらを活用した収入の増が図られる。
 - ・ 重度障害者支援(体制)加算（重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合）
10～735単位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援
 - ・ 医療連携体制加算（医療機関との契約により訪問看護が提供された場合）
利用者1人につき500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等
 - ・ 土日等日中支援加算（土日等にサービスを提供した場合） 90単位/日 施設入所支援
 - ・ 就労継続支援B型について、手厚い支援体制（職員配置）を本体報酬により評価
定員20～40人の場合（7.5：1）527単位/日（参考）（10：1）481単位/日

2. 移行後の収入の保障

- 従前額保障
新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成

基金事業：「移行時運営安定化事業」21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

3. その他

- 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成
助成額：2,000万円以内（1施設当たり）
- 新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成
基金事業：「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合⁵⁶ 5,700円（利用者1人当たり）※22年度の単価

新体系事業所の経営状況の改善について

旧体系より新体系の事業者等の方が、収支差率の高い施設が多い（平成20年経営実態調査）

○ 収支差率の分布割合

収支差率	-60%	-40%	-20%	0%	+20%	+40%	+60%
新体系	0.8%	1.6%	3.1%	33.0%	13.1%	3.1%	1.0%
旧体系	0.4%	0.6%	1.9%	51.3%	10.4%	1.2%	0.3%

従前額保障（※）が適用される新体系の事業所等の割合が、報酬改定後には減少しており、報酬改定により経営状況が改善されたことが伺える。

※ 新体系事業所等の報酬が、移行前の報酬水準を下回った場合、その差額を助成する制度（基金事業）

○ 従前額保障の対象事業所の割合（新体系）

平成21年3月

9.1%

→

平成21年4月

4.6%

(△4.5%)

新体系移行のために事業者が行う業務の概要

対 都道府
県・市町村

- 移行するサービス等について事前に相談
- 施設整備費や基金による移行支援策の相談

- 具体的な計画(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール等)を作成し、都道府県と協議

対 利用者・
家族

- 新体系移行の理念や移行先事業の説明
- 利用者や家族との個別面談(不安解消や事業改善に向けた意見聴取)

- 利用者の障害程度区分認定や支給決定等の手続きについて、市区町村と連携しサポート
- 利用者の新体系サービスを確定、重要事項を説明し、利用契約を締結

準備段階

実施段階

事務局

- 責任者の選定(プロジェクトチームの設置等)
- 移行先事業についての具体的な検討
- 移行に関する課題の整理や移行計画の検討
- 現人員体制と比較し、移行後の人員体制を検討(移行後の経営収支の試算)

- 指定申請書の作成、申請
- 社会福祉法人定款変更申請書の作成、申請

理事会・
評議員会

- 新体系移行の方向性や事業計画の承認

- 移行後の事業計画・予算の承認、定款変更や運営規定等の承認

職員

- 職員研修も兼ねつつ、新体系移行に向けて議論を行い、新体系移行のイメージを共有
- サービス管理責任者研修会等への参加

- 移行後の職員体制の決定
- 移行後の職員体制の説明
- 必要に応じて職員を募集
- 個別支援計画の作成

施設・設備

- 設備の改修等を実施(基盤整備事業を活用する場合は早めに都道府県に相談)

新体系サービス移行の具体的なスケジュール(例)

社会福祉法人・施設における必要な準備

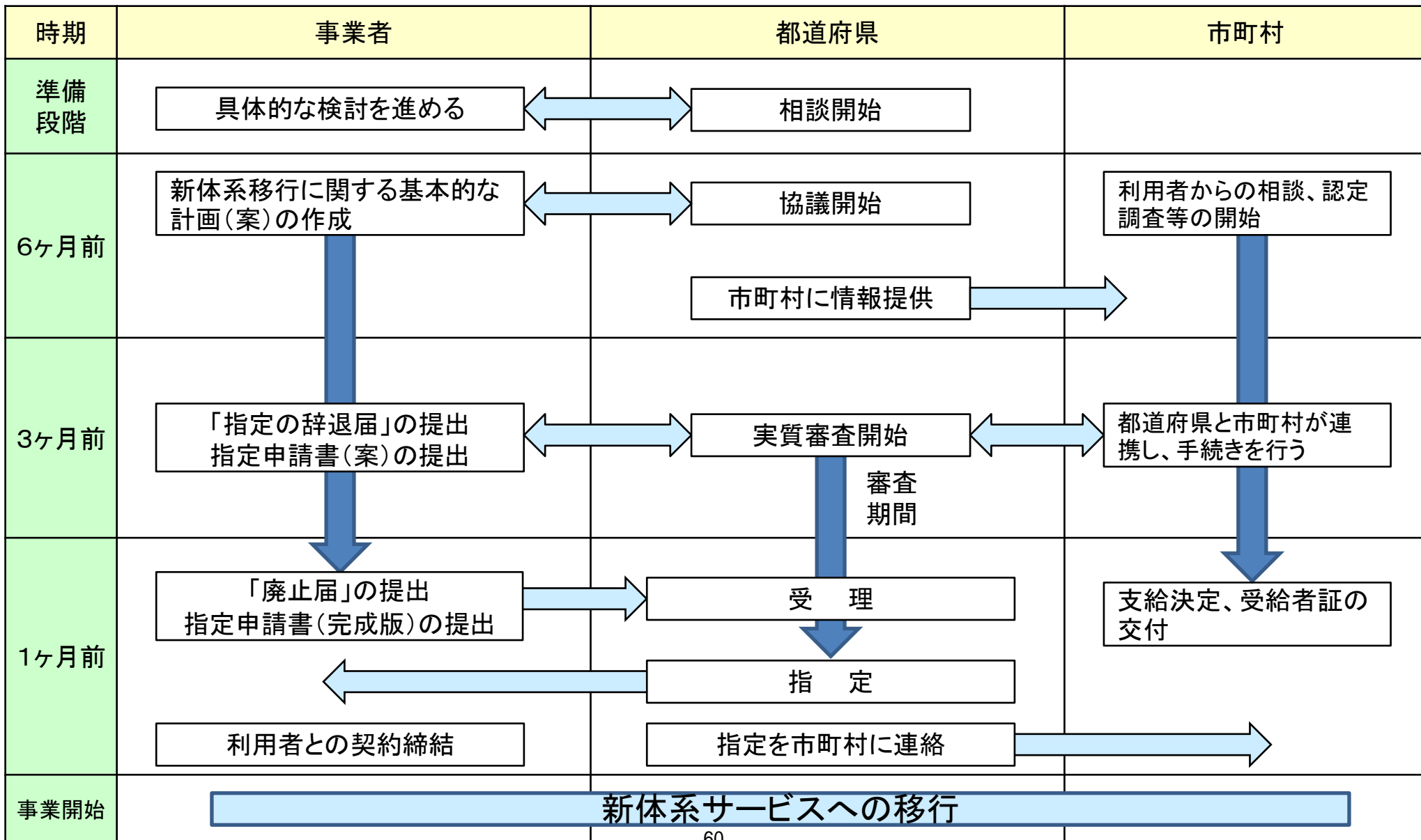
- ・事務責任者の選定(新体系移行プロジェクトチーム等の設置)
- ・移行先事業について具体的な検討を進め、都道府県及び区市町村へ相談(施設整備費や基金による移行支援策の活用の相談)
- ・理事会や評議会の開催(新体系サービス移行への方向性を検討)
- ・新体系移行の具体的な計画(案)の策定に向け、移行に関する課題の整理や実施スケジュールの検討
- ・サービス管理責任者研修会への職員派遣等、移行後の人員配置の検討(職員研修も兼ねつつ新体系移行に向けての議論開始)
- ・利用者や家族に対し、新体系の理念や移行先事業に関する説明(区市町村と連携し、適宜、障害程度区分の認定手続を進める)



時期	社会福祉法人・施設の許認可関係	施設の運営関係	利用者・家族関係
6ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系移行に関する具体的な計画(案)(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール)を作成し、都道府県との協議を開始。 ・現人員体制と比較し、移行後の体制を検討(移行後の事業収支の試算、経営予測) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、人員配置や運営方針の再検討 ・請求事務に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・移行先事業について、利用者や家族への具体的な説明と同意 ・利用者や家族と個別面談を開始(随時、不安解消や事業改善に向けた意見聴取)
3ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、職員の募集や設備の改修等を開始 ・社会福祉法人定款変更申請書の作成開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、移行後の職員体制の説明 ・移行後の職員体制の決定 	
2ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定の辞退届」の提出 ・指定申請書(案)の提出(都道府県の実質審査の開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用契約書、重要事項説明書、サービス利用説明書の作成 ・個別支援計画様式、諸記録様式の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系サービス利用者の確定 ・利用契約書の作成 ・支給決定と受給者証の受領予定の確認
1ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会の開催 ・新体系移行後の事業計画・予算の承認 ・定款変更の承認 ・運営規程等の諸規程変更の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃止届」の提出 ・定款変更申請書の提出 ・正式な指定申請書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業パンフレットの作成、ホームページの変更 ・新体系サービス移行後の会計・報酬請求実務の確認
事業開始	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系サービス事業所の指定や定款変更の認可 		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ごとの個別支援計画の作成 ・利用契約の締結、重要事項説明書等の交付 ・受給者証の受領
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">新体系サービスへの移行</div>			

※ 新体系移行スケジュール(例)については、あくまでも参考としての例であるため、都道府県に対する十分な確認が必要。(適宜、修正等を行い、ご利用ください。)

事業者指定のスケジュール(例)



「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（抜粋）

〔平成22年10月8日
閣議決定〕

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 ～新成長戦略実現に向けたステップ2～

菅内閣は、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、平成23年度までの政策展開を定めた「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を9月10日に決定した。

その「ステップ1」として、急速な円高、デフレ状況に対して、即効性のある雇用対策や特に需要・雇用創出効果の高い施策に重点を置き、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費（9,179億円）を活用した緊急的な対応策を実行に移したところである。同対策では、これに続く形で、「ステップ2」として、景気・雇用動向を踏まえ、必要に応じ、補正予算の編成等、機動的・弾力的な対応を行い、さらに「ステップ3」として予算や税制等、平成23年度における新成長戦略の本格実施を図ることにより、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を目指すこととしている。

本経済対策は、この「3段階」のステップ2を実施するものである。

（4）福祉等

誰もが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境を整備する。

<具体的な措置>

○障害福祉サービスの新体系移行の支援等

障害者関連施設等が就労支援等の新体系サービスへ移行するための施設改修等を推進する。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の拡充について

基金事業の経過

- 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系での事業への円滑な移行を促進すること等を目的として、平成18年度補正予算により各都道府県に基金を創設したところ。(補正予算額960億円:平成20年度まで)
- 平成20年度補正予算においては、事業所支援及び新法移行支援等の観点から、基金の延長及び積増しの措置を講じたところ。(補正予算額855億円:平成23年度まで延長)
- 平成21年度補正予算においては、更なる基金の積増しを行い、福祉・介護人材の処遇改善等を図り、障害者の自立支援を推進することとしたところ。(補正予算額:1,523億円)



H22補正予算における対応

障害者の地域生活を支援するため、施設サービスの昼夜分離や就労支援等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援の普及や障害者自立支援機器の開発・普及を図るため、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しを行う。

※基金の区分間流用ができるよう執行の弾力化を行う。

基金の積み増し 39億円

- 1 新体系サービスへの移行の際に必要な備品購入等の設備整備
- 2 新体系サービスへの移行のための整備
- 3 発達障害者に対する情報支援体制の整備
- 4 障害者自立支援機器普及促進事業

障害者自立支援基盤整備事業のQ&A(案)

Q 平成23年度より、障害者グループホーム、ケアホーム（賃貸物件）の改修整備が障害者就労訓練設備等整備事業より組み替えとなったが、消防設備の整備の取扱い如何。

- A 障害者就労訓練設備等整備事業において、グループホーム、ケアホーム（以下、「グループホーム等」）の消防設備については改修整備として補助対象としていたことから、改修の④「障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム等の改修整備（賃貸物件）」にて対象として差し支えない。
- また、消防法令上の設置義務がないグループホーム等の消防設備についても、消防署の助言・指導等から真に必要と認めるものについては、同様に、改修の④にて対象として差し支えない。
- なお、グループホーム等以外の消防設備については、従前通り、改修の②「ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備の整備」にて対象とする。

< 障害福祉課福祉財政係 >

平成22年度補正予算 発達障害者に対する情報支援体制の整備

(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しにて対応)

発達障害の特性を勘案し、市町村等で用いられている書類の音声化等を実施することにより、【114百万円】
発達障害者に対する情報支援体制を整備する。

※ 発達障害者の中には、書かれたものの内容を読み取ることや文字を書くことが障害のために極端に苦手であって(読み書き障害)、日常生活上の不利益を被る者がいる。

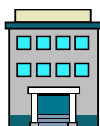
市役所等において、発達障害の特性を勘案し確実に情報が提供される環境の整備

【 都道府県 】

発達障害者支援センターやNPO法人等の当事者団体と連携して、発達障害に対する情報支援体制を整備。

都道府県

- ・書類の音声化等のための機器の整備
- ・発達障害の特性を勘案した情報提供の支援についての啓発 など



発達障害者支援センター

NPO(当事者団体等)

【 窓口 】

市役所等の窓口における
情報支援機器の整備等

(例)



- 読み取り支援ソフト
音声と同時に画像・テキスト・文章をシンクロさせて表示することにより、読むことが困難な者も書かれている内容をわかりやすくするもの。



- コミュニケーションボード
言葉によるコミュニケーションが苦手な者に対して、絵記号などわかりやすい方法によりコミュニケーションを行うもの。



- 音声化機器
テキスト化された文章を指定する箇所ごとに音声で読み上げ、長文の文章等をわかりやすく 聞くためのもの。

情報の確実な
伝達を図る。

発達障害者

※ 国においては、この取組の拡大を図るため、既存の研修会等を活用して、情報支援体制の整備に関する周知と使用方法等の研修を都道府県等(発達障害者支援センター)に対し実施する予定。

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業の概要

障害者又は障害児が、近隣において障害者自立支援法に基づく自立訓練、児童デイサービス又は短期入所を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするもの。

※ 生活介護については、平成22年度に「基準該当生活介護」として全国展開済み

⇒ 弊害調査の結果を踏まえ、以下のとおりの取り扱いとする予定。

○ 短期入所に係る事業の全国展開について

- ・ 短期入所については、特に大きな弊害は認められなかった。
→ 「基準該当短期入所」として全国展開予定。

○ 平成23年度以降の事業の要件について

- ・ 自立訓練については、本来訓練として求められているサービスの質の確保が課題。
→ 一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与し、来年度も特区として実施。
- ・ 児童デイサービスについては、平成22年度から、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を要件としたが、利用実績が少なく、弊害の有無の検証が困難。
→ 来年度も一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を要件として、特区として実施。

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見

平成22年度

平成23年2月7日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

当委員会は、平成22年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行い、以下の通り、意見を取りまとめた。

2. 平成22年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成22年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、地域活性化部会の両専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、専門的かつ集中的な検討を行った。

両部会におけるこれらの検討結果については、両部会から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

平成22年度の評価の対象となった5特例措置のうち、2特例措置については全国展開（一部全国展開を含む）、2特例措置については特区において当分の間存続、1特例措置については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下の通りである。

- 「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」については、特段の弊害が生じていないと判断され、①施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、②日中及び夜間に避難訓練を実施すること、③地域住民との避難時の協力体制を確保することを条件として全国展開すべきとの意見とした。
- 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」のうち、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証することとする一方、特段の弊害が生じていないと判断される短期入所については、全国展開すべきとの意見とした。

- 「特定農業者による特定酒類の製造事業（707（708））」の一部（果実酒に関する事項）と「特産酒類の製造事業（709）」については、国税当局と地方公共団体の連携が図られているほか、地域の雇用の創出、交流人口の増加に寄与するとともに、地域の魅力の向上が期待される等、地域の活性化としての意義が大きいと認められることから、特区において当分の間存続すべきとの意見とした。これを踏まえ、規制所管省庁においては、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対して周知徹底するよう求めているところである。
- 「地方公務員に係る臨時的任用事業（409）」については、本特例措置に関連する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下、「任期付任用法」）の周知を徹底した上で、制度の運用状況や地域内の雇用における効果等の分析が必要である等の事情を踏まえ、再度評価を行うとの意見とした。規制所管省庁に対しては、任期付任用法の活用事例等の周知普及を積極的に図るなど、必要な取組を求めているところである。

3. おわりに

地域主権改革と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられるなか、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携・サポート体制が不可欠となることから、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

平成22年度評価意見について

特例措置 番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	総務省	法律	その他(平成24年度以降に評価をおこなう。)
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部(果実酒に関する事項)	財務省	法律	特区において当分の間存続
709	特産酒類の製造事業	財務省	法律	特区において当分の間存続
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施
934	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業</u>	厚生労働省	省令	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にむけて、平成23年度に評価を行う

評価意見

①	別表1の番号	934
②	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
⑤	評価	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開に向けて、平成23年度に評価を行う。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	短期入所については、全国展開にあたって弊害は認められない。しかし、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当短期入所」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。 ・児童デイサービスについては、昨年度の評価を踏まえ、個別支援計画の策定等を条件として追加したところ、本年度の調査期間中の実績は1事業所、3人のみであり、弊害の有無の検証が困難であることから、今回は全国化を見送る。 ・自立訓練については、本来求められている身体機能又は生活能力の維持、向上等のための訓練という観点から課題が多いことから、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。とのことであった。 <p>評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、利用する障害者などの表情が明るくなり笑顔が増えた、家族にとってもサービスが利用しやすくなり安心に繋がった、といった効果があがっているほか、介護事業者のノウハウが蓄積されて利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。</p> <p>以上より、短期入所については、基準該当短期入所として全国展開した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童デイサービスについては、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 ・自立訓練については、規制所管省庁において一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	短期入所については、「基準該当短期入所」として特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成23年度できるだけ速やかに措置。

特区934 担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」について

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」につきましては、昨年11月にご協力いただいた弊害調査の結果等を踏まえ、構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会において評価が行われた上で、今後の対応方針につき、構造改革特別区域推進本部において決定される予定です。

このような状況でありますので、まだ現時点において今後の対応方針が確定したのではありませんが、その前段階である構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会医療・福祉・労働部会の審議において、規制所管省庁である厚生労働省からは、指定小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練を実施する場合には、個別支援計画（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第162条及び第171条において準用する第58条に規定する自立訓練（機能訓練）計画及び自立訓練（生活訓練）計画に相当するものをいう。以下同じ。）の策定及び個別支援計画を策定する者が必要な研修を受講することを求めていくことが必要と考えている旨を報告し、今後は、当該報告を基に評価意見を議論することとなると予想されます。

そこで、来年度、指定小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練を実施する場合には、以下の点についてご留意していただいた上で、構造改革特別区域推進本部における今後の対応方針の決定後速やかに対応できるよう、必要な準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

- 1 各指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して、自立訓練を受ける障害者ごとに、個別支援計画を策定させること。
- 2 個別支援計画を策定する者に対して、あらかじめ、「サービス管理責任者研修事業の

実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(3時間)」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習(10時間)」に相当する研修を受講させること。(自立訓練(機能訓練)を実施する場合は地域生活(身体)分野、自立訓練(生活訓練)を実施する場合は地域生活(知的・精神)分野をそれぞれ受講させること。)

- 3 平成23年度においては、個別支援計画を策定する者が上記2の研修を早期に受講できるよう県とも十分に調整するとともに、その者が当該研修を受講し、個別支援計画を策定して事業を実施するなど、全国展開を行った場合に発生する弊害等に係る評価等が年度内に適切にできるような体制を準備すること。(今年度の児童デイサービスの時と同様に、来年度の早い時期に個別支援計画の策定を義務づけることが見込まれるため、特に現時点で自立訓練を実施している指定小規模多機能型居宅介護事業所がある特区においては、利用者が不利益を被ることがないように、県及び事業所と調整し、今年度末もしくは来年度の早い時期に上記2の研修を受講できることが望ましい。)

今後、上記の方向性につき変更等があれば、速やかにご連絡いたします。

なお、以上のことについては、内閣府構造改革特区担当室とも協議済みであることを申し添えます。

(問い合わせ先)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室
地域移行支援係
Tel 03-5253-1111 (代表) (内線3149)

サービス管理責任者資格要件弾力化事業について

サービス管理責任者資格要件弾力化事業の概要

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合(注)に、サービス管理責任者の資格要件のうち、実務経験年数の要件を緩和するもの。

(注:本事業を実施する構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。)

○ 特例を設ける趣旨について

- ・ サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行の促進を図るもの。

○ 緩和の内容について

- ・ 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第544号)において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ短縮。

○ 当該特区事業の認定に必要な書類について

- ・ 構造改革特別区域計画のほか、設定する特別区域内において、サービス管理者の確保が困難であり、そのために障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の提供が困難となっていることが認められる資料等。

○ 平成23年度以降について

- ・ 本事業は昨年9月から実施しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証する予定。
→ 検証結果を踏まえ、全国展開等について検討。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る 臨時提案等に対する政府の対応方針

平成 22 年 6 月 2 日
構造改革特別区域推進本部

政府は、昨年 12 月 8 日にとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、本年 3 月末までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度に係る規制の特例措置に関する提案を臨時に募集し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）の諮問を受けて、評価・調査委員会で、未実現の提案に係る調査審議を行い、本年 3 月 26 日に本部長に意見が提出された。

これらを踏まえ、以下の対応方針をとることとする。

1. 特区の臨時提案に対する政府の対応方針

(1) 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表 1 のとおりである。

(2) 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表 2 のとおりである。

(3) 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表 3 のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

(4) その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

2. 未実現の提案に係る調査審議及び今後の政府の対応方針

構造改革特別区域推進本部は、別表 4 に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
936	保育所における看護師配置補助要件の緩和	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条 平成10年4月9日付け児発第305号厚生局児童家庭局長通知	乳児を4人以上6人未満入所させる保育所については、保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能となるよう、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
937	NPO法人による職業紹介	職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の4、第51条の2	ハローワークインターネットサービスにおいて事業所名が非公開の求人についても、無料職業紹介事業を行うNPO法人からの要請に応じ、当該法人に情報提供することに関し、事業主の了解が得られた求人を提供する方策について、その具体的な方法の検討を行い、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
938	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第43条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示)	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の遂行が困難であると認める場合におけるサービス管理責任者の資格要件に係る実務経験の緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
1223	自動車運搬用フルトレーラ連結長の規制緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2 バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日建設省道交発第70号)	道路構造の保全や交通の危険防止のため、車両諸元の明確化や通行経路及び通行時間帯等の条件設定、特区措置後の状況把握方法等について検討の上、自動車運搬用フルトレーラ連結長に係る規制緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	国土交通省

(注)規制所管省庁においては、法令等の案を作成するに当たり、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、基本方針及び上記別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

障 発 0 9 0 7 第 6 号
平 成 2 2 年 9 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

構造改革特別区域における「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業」
について

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件」（平成22年厚生労働省告示第340号）が平成22年9月7日に告示され、同日から適用されたところであるが、その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な実施に特段の御配慮をお願いする。

記

第1 告示の趣旨

「『明日の安心と成長のための緊急経済対策』における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和」が新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置として決定された。

これを受けて、サービス管理責任者の資格要件を定める「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）の特例に関する措置を定めるものである。

第2 告示の概要

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法（平成17年法律第1

23号)に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合(同区域の属する都道府県の知事が、そのことにつき同意している場合に限る。)に、法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。

当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域に所在する事業所又は施設により行われる障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の資格要件について、サービス管理責任者資格要件告示が定める実務経験の年数に係る規定の適用は、次のとおりとすること。

サービス管理責任者資格要件告示中の該当条項	実務経験期間の種類	サービス管理責任者資格要件告示が定める実務経験年数	特例措置における実務経験年数
一.イ(1)(一)a	相談支援の業務等に従事した期間	通算して 5年以上	通算して 3年以上
一.イ(1)(一)b	社会福祉主事任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間		
一.イ(1)(一)c	社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間	通算して 10年以上	通算して 5年以上
一.イ(1)(一)d	相談支援の業務等に従事した期間及び直接支援の業務に従事した期間が通算して3年以上の者が、医師等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	通算して 5年以上	通算して 3年以上

第3 その他留意事項

「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業」に係る構造改革特別区域計画の認定の申請をするに当たっては、別途、内閣府が示す「構造改革特区計画認定申請マニュアル」を参照されたい。

また、当該事業について、本年9月下旬に実施される予定の構造改革特別区域計画第24回認定申請の受付期間から申請が可能となるので、御留意願いたい。

938 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

現在、平成24年3月を期限として、旧法指定施設等(旧体系事業所)から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行が進められているところです。

この障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所等については、職員配置基準においてサービス管理責任者の配置が義務づけられているところです。

今回の特例は、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和することにより、サービス管理責任者の確保を容易にし、新体系サービスへの移行の促進を図るものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和します。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 本特例措置は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)においてサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するものです。
- (2) 市町村において申請を行う場合には、都道府県知事に協議し、当該市町村が設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を満たす者の不足等により、その確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であることの同意を得るものとします。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載にあたって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、基本方針の「特例措置の内容」に記載する要件を満

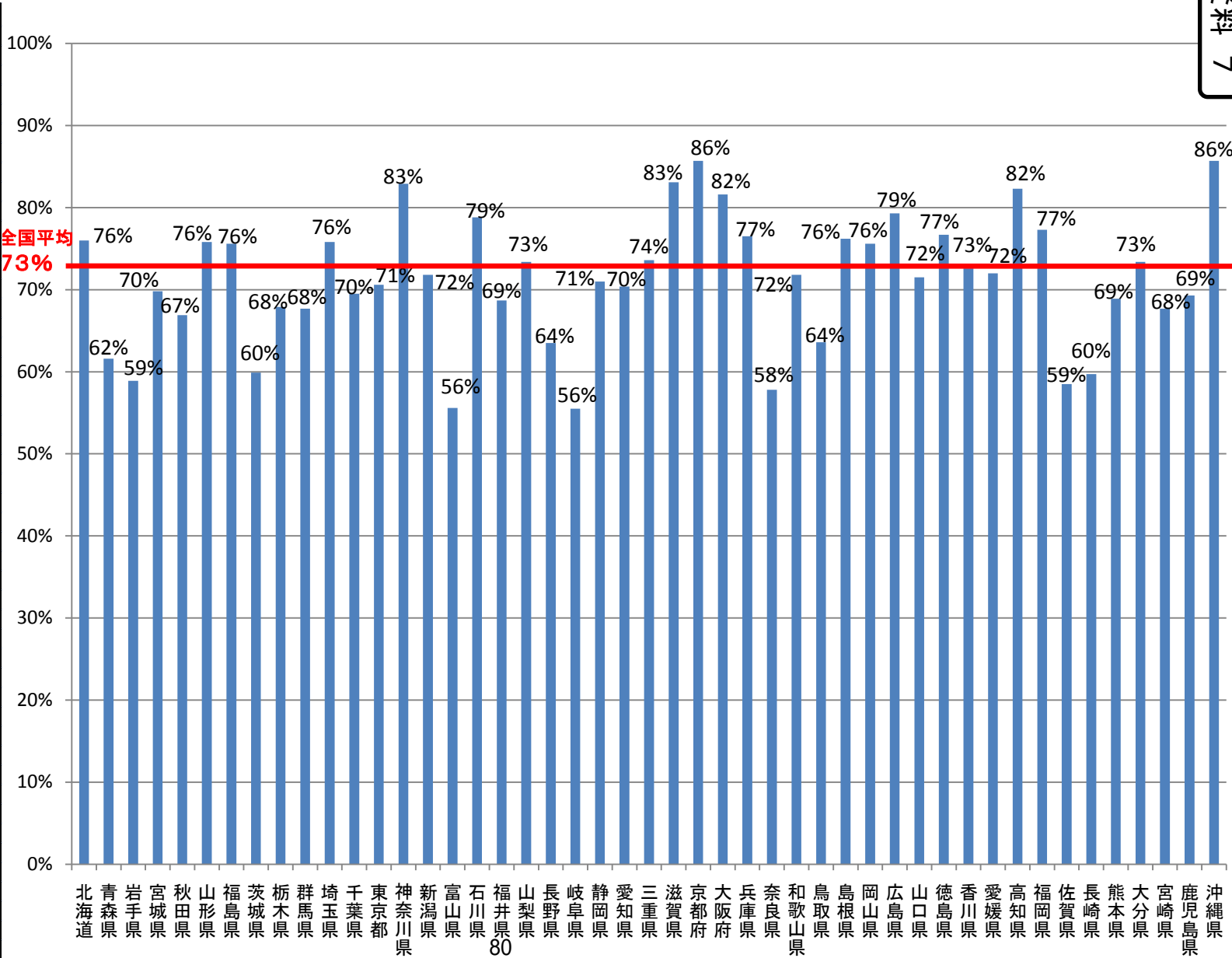
たしていることを具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

市町村が当該特例に係る申請を行う場合には、当該市町村が設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であることから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であることを都道府県知事が認める旨の書類（様式任意）を添付してください。

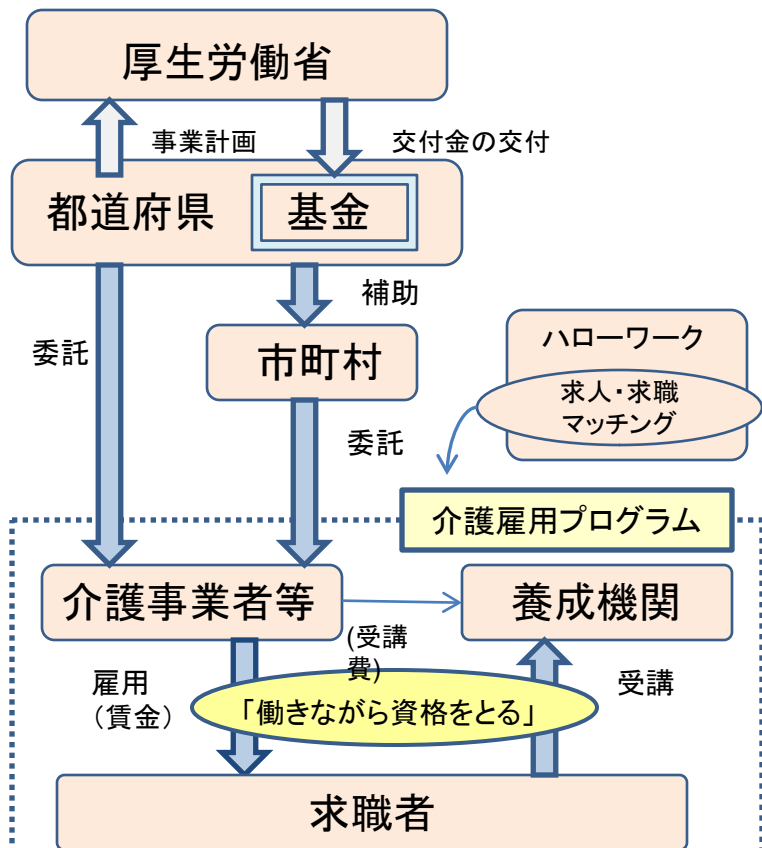
福祉・介護人材の処遇改善事業の申請率（平成22年11月現在）

都道府県名	平均
1 北海道	76%
2 青森県	62%
3 岩手県	59%
4 宮城県	70%
5 秋田県	67%
6 山形県	76%
7 福島県	76%
8 茨城県	60%
9 栃木県	68%
10 群馬県	68%
11 埼玉県	76%
12 千葉県	70%
13 東京都	71%
14 神奈川県	83%
15 新潟県	72%
16 富山県	56%
17 石川県	79%
18 福井県	69%
19 山梨県	73%
20 長野県	64%
21 岐阜県	56%
22 静岡県	71%
23 愛知県	70%
24 三重県	74%
25 滋賀県	83%
26 京都府	86%
27 大阪府	82%
28 兵庫県	77%
29 奈良県	58%
30 和歌山県	72%
31 鳥取県	64%
32 島根県	76%
33 岡山県	76%
34 広島県	79%
35 山口県	72%
36 徳島県	77%
37 香川県	73%
38 愛媛県	72%
39 高知県	82%
40 福岡県	77%
41 佐賀県	59%
42 長崎県	60%
43 熊本県	69%
44 大分県	73%
45 宮崎県	68%
46 鹿児島県	69%
47 沖縄県	86%
全体平均	73%



「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

事業のスキーム(重点分野雇用創造事業を活用)



雇用創出・人材育成

事業のアウトライン

○求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
- ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能
(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)
- ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
- ・ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く

※ 重点分野雇用創造事業を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施

※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

プログラムのメリット

- プログラム利用者
 - ・ 養成機関の受講料負担なし
 - ・ 養成機関に通っている時間も給与支払いあり
- 介護事業者等
 - ・ 地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
 - ・ 介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
- 養成機関
 - ・ 対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる

重点分野雇用創造事業

概要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。
- 未就職卒業者を含む若者の雇用・人材育成や、介護・医療分野の事業を重点的に推進。

【事業の規模】

3,500億円

(21年度2次補正 1,500億円
22年度予備費 1,000億円
22年度補正予算 1,000億円)

【対象期間】

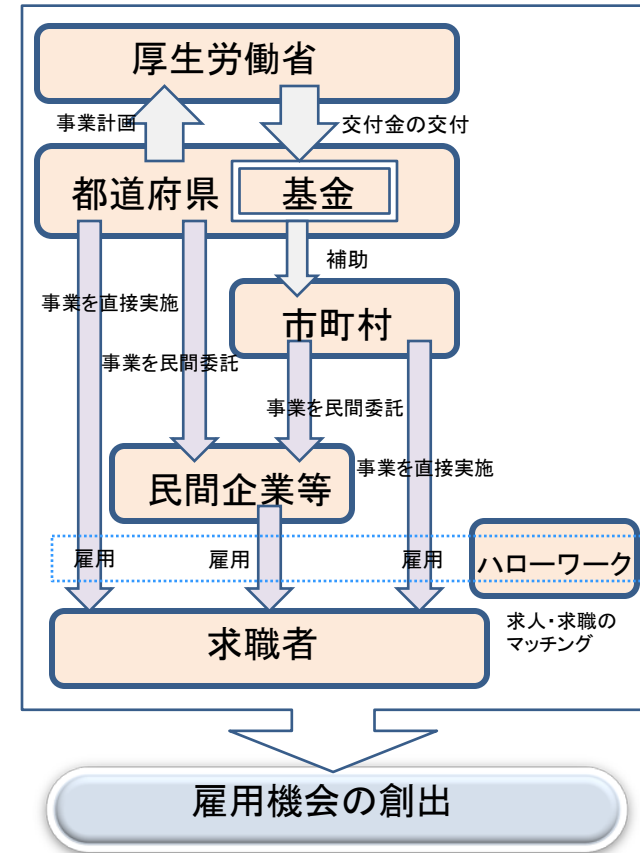
平成23年度末まで
(一部24年度まで継続)

☆ 重点分野雇用創出事業

- 成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し、新たな雇用機会を創出する事業。
- ①介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究分野、②各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。

☆ 地域人材育成事業

- 地域の求職者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、就業に必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得させ、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業。
- 上記①の7分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。研修に係る費用はOFF-JT、OJTに要する費用とする。⁸²



障害者就労施設における農業分野への取組み (障害者福祉施策と農業施策の連携)

障害者福祉サービス事業者

多くの障害者施設において、農園芸活動が行われており、稲作や畑作(野菜、果樹、花卉栽培)、畜産(養鶏、養豚)、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれている。
※約3,300施設のうち671施設(H20.3全国社会就労センター協議会調)

取り組む理由

- ① 障害程度に応じた作業が可能
- ② 自然や動植物とのふれあいによる情緒安定(心身回復・リハビリ効果)
- ③ 一般就労に向けた体力・精神面での訓練など

農家

- ・高齢化や過疎化により減り続けている・農業従事者の確保
- ・耕作放棄地の活用
- ・自給率の向上

農業法人等の障害者受入のメリット

- ① 単純作業の補助労働力
- ② 農業として障害者の雇用促進という社会的要請に貢献

障害者の就労を支援する福祉関係者から、農業関係者に対し、農業分野全般について、具体的な知識、技術の伝授や農地を利用したいとの声がある。

- ・障害者への指導に当たって必要な知識等を得たいため
- ・生産量の安定・確保・拡大のため
- ・販路の拡大、経営の安定のため
- ・障害者の工賃アップを図るため

障害者雇用に不安や心配、課題。

- ・障害者に適した業務がわからない
- ・障害者の事故や怪我が心配
- ・障害者のための環境整備

連携(案)

- 行政レベル:福祉部局と農業部局の連携(連絡会議の開催、関係情報の連携・交換)
 - ・農業関係者に対する理解促進、啓発活動、情報提供→研修会、セミナーの実施、HPを活用した情報の提供
- 障害者福祉サービス事業者と農業法人等の連携
 - ・耕作放棄地を活用し農業法人等による指導→訓練・実習を通じた、障害者雇用の促進、就労の場の拡大

平成22年度障害者就業・生活支援センター 一覧 (計272センター)

(平成23年1月4日現在)

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
北海道	札幌障がい者就業・生活支援センター たすく	(社福)愛和福祉会	060-0807	札幌市北区北7条西1-1-18 丸増ビル301号室	011-728-2000
	小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば	(社福)後志報恩会	047-0024	小樽市花園2-6-7 プラムビル3階	0134-31-3636
	道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぷ	(社福)侑愛会	041-0802	函館市石川町41-3	0138-34-7177
	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぶれん	(社福)釧路のぞみ協会	085-0006	釧路市双葉町17-18	0154-65-6500
	十勝障害者就業・生活支援センター だいち	(社福)慧誠会	080-0016	帯広市西6条南6-3 ソネビル2階	0155-24-8989
	空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき	(社福)北海道光生会	072-0017	美唄市東6条南1-5-1	0126-66-1077
	オホーツク障害者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)川東の里	090-0040	北見市大通西2-1	0157-69-0088
	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	(社福)旭川旭親会	078-8329	旭川市宮前通東4155-30 おびつた1階	0166-38-1001
	胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ	(社福)北海道社会福祉事業団	052-0014	伊達市舟岡町334-9 あいぶらざ1階	0142-82-3930
	石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	(社福)はるにれの里	061-3282	石狩市花畔2条1-9-1 北ガスプラザ石狩2階	0133-76-6767
道北障害者就業・生活支援センター いきぬき	(社福)道北センター福祉会	096-0011	名寄市西1条南8-19-2	01654-2-6168	
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	036-1321	弘前市大字熊嶋字亀田184-1	0172-82-4524
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	030-0841	青森市奥野2-25-9	017-722-3013
	障害者就業・生活支援センター みなと	(医)清照会	031-0041	八戸市廿三日町18	0178-44-0201
	障害者就業・生活支援センター 月見野	(社福)健誠会	038-2816	つがる市森田町森田月見野473-2	0173-26-4242
	障害者就業・生活支援センター みさわ	(財)こころすこやか財団	033-0052	三沢市本町1-62-9	0176-27-6738
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	023-0824	奥州市水沢区台町6-28	0197-51-6306
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	027-0073	宮古市緑ヶ丘2-3 はあとふるセンターみやこ内	0193-71-1245
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター2階	019-605-8822
	一関広域障害者就業・生活支援センター	(社福)平成会	029-0131	一関市狐禅寺字石の瀬61-3	0191-34-9100
	久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)修倫会	028-0061	久慈市中央4-34	0194-66-8585
	岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら	(社福)岩手県社会福祉事業団	024-0092	北上市本通り2-1-10	0197-63-5791
	二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア	(NPO)カシオペア障連	028-6103	二戸市石切所字川原28-7	0195-26-8012
	気仙障がい者就業・生活支援センター	(社福)大洋会	022-0003	大船渡市盛町字東町11-12	0192-27-0833

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
宮城県	石巻地域就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	986-0861	石巻市蛇田字小斎24-1 コスモス内	0225-95-6424
	県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター Link	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-6162	大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2階	0229-21-0266
	県南障害者就業・生活支援センター コノコノ	(社福)白石陽光園	989-0225	白石市東町2-2-33	0224-25-7303
	障害者就業・生活支援センター わ〜く	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-2432	岩沼市中央2-5-26	0223-25-4580
	障害者就業・生活支援センター ゆい	(社福)恵泉会	987-0511	登米市迫町佐沼字中江1-10-4	0220-21-1011
	障害者就業・生活支援センター かなえ	(社福)洗心会	988-0002	気仙沼市錦町2-5-10	0226-24-5161
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援センター	(社福)慈泉会	019-1404	仙北郡美郷町六郷字熊野213-1	0187-84-1208
	ウエルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いずみ会	010-0817	秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
	秋田県北障害者就業・生活支援センター	(社福)大館圏域ふくし会	017-0897	大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター2階	0186-57-8225
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター	(社福)山形県社会福祉事業団	993-0016	長井市台町4-24	0238-88-5357
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートばる	(社福)山形県社会福祉事業団	990-0861	山形市江俣1-9-26	023-682-0210
	庄内障害者就業・生活支援センター サポートセンターかでの	(社福)山形県社会福祉事業団	998-0865	酒田市北新橋1-1-18	0234-24-1236
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	970-8026	いわき市平字堂ノ前2	0246-24-1588
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	963-8803	郡山市横塚3-4-21	024-941-0570
	会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ	(社福)若樹会	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-4	0242-85-6592
	相双障害者就業・生活支援センター	(社福)福島県福祉事業協会	976-0021	南相馬市原町区桜井町1-77-2	0244-24-3553
	県南障がい者就業・生活支援センター	(社福)福島県社会福祉事業団	961-0905	白河市本町2 マイタウン白河2階	0248-23-8031
	県北障害者就業・生活支援センター	(社福)つばさ福祉会	960-8164	福島市八木田字並柳41-5	024-529-6800
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業団	311-4141	水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階	029-309-6630
	障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	308-0811	筑西市茂田1740	0296-22-5532
	障害者就業・生活支援センター かい	(社福)白銀会	315-0005	石岡市鹿の子4-16-52	0299-22-3215
	障害者就業・生活支援センター かすみ	(社)茨城県雇用開発協会	300-0053	土浦市真鍋新町1-14	029-827-1104
	かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	(社福)鹿島育成園	314-0032	鹿嶋市宮下2-1-24	0299-82-6475
	つくばLSC障害者就業・生活支援センター	(社福)創志会	300-2645	つくば市上郷7563-67	029-847-8000
	障がい者就業・生活支援センター KUINA	(社福)町にくらす会	312-0004	ひたちなか市長砂1561-4	029-202-0777
	障害者就業・生活支援センター 慈光倶楽部	(社福)慈光学園	306-0504	坂東市生子1617	0280-88-7690

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
栃木県	県南圏域障害者就業・生活支援センター めーぶる	(社福)せせらぎ会	321-0201	下都賀郡壬生町大字安塚2032 せせらぎ会通勤寮かえで寮内	0282-86-8917
	両毛圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)足利むつみ会	326-0032	足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉センター内	0284-44-2268
	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	(社福)とちぎ健康福祉協会	329-1312	さくら市桜野1270	028-681-6633
	県東圏域障害者就業・生活支援センター チャレンジセンター	(社福)こぶしの会	321-4305	真岡市荒町111-1	0285-85-8451
	県西圏域障害者就業・生活支援センター フィールド	(社福)希望の家	322-0007	鹿沼市武子1566 希望の家内	0289-60-2588
	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)飛山の里福祉会	321-0964	宇都宮市駅前通り3-4-13 森下ビル3階	028-678-3256
群馬県	障害者就業・生活支援センター エブリィ	(社福)はるな郷	370-0065	高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター内	027-361-8666
	障害者支援センター わーくさぼーと	(社福)杜の舎	373-0026	太田市東本町53-20 太田公民館東別館内	0276-57-8400
	障害者就業・生活支援センター みずさわ	(社福)薫英会	370-3606	北群馬郡吉岡町上野田3480-1	0279-30-5235
	障害者就業・生活支援センター ワークセンターまえばし	(社福)すてっぷ	371-0017	前橋市日吉町2-17-10 前橋市総合福祉会館1階	027-231-7345
	障がい者就業・生活支援センター メルシー	(社福)明清会	372-0001	伊勢崎市波志江町571-1	0270-25-3390
	障害者就業支援センター トータス	(社福)かんな会	375-0014	藤岡市下栗須873-1 福祉支援センターもくせい内	0274-22-5933
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO)東松山障害者就労支援センター	355-0013	東松山市小松原町17-19	0493-24-5658
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	367-0101	児玉郡美里町大字小茂田756-3	0495-76-0055
	埼玉北障害者就業・生活支援センター	(社福)啓和会	346-0011	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400
	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	(社福)清心会	368-0051	秩父市中村町3-12-23 秩父市ふれあいセンター内	0494-22-2870
	障害者就業・生活支援センター CSA	(社福)あげお福祉会	362-0075	上尾市柏座1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
	障がい者就業・生活支援センター 遊谷	(社福)熊谷礎福祉会ララク遊	360-0041	熊谷市宮町2-65 熊谷市立障害福祉会館2階	048-599-1755
	障害者就業・生活支援センター かわごえ	(社福)親愛会	350-1151	川越市大字今福424	049-256-7152
	東部障がい者就業・生活支援センター みらい	(社福)草加市社会福祉事業団	340-0001	草加市柿木町1105-2	048-935-6611
	千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	275-0024	習志野市茜浜3-4-5
障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター		(NPO)ワークス未来千葉	261-0002	千葉市美浜区新港43	043-204-2385
障害者就業・生活支援センター ビック・ハート		(社福)実のりの会	277-0005	柏市柏1-1-11 ファミリー柏3階	04-7168-3003
東総障害者就業・生活支援センター		(社福)ロザリオの聖母会	289-2513	旭市野中3825	0479-60-0211
障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター		(社福)佑啓会	290-0265	市原市今富1110-1	0436-36-7762
障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾		(社福)光明会	285-0026	佐倉市鍋木仲田町9-3	043-235-7350

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
都道府県	障害者就業・生活支援センター プリオ	(社福)ワーナーホーム	299-3211	山武郡大網白里町細草3221-4	0475-77-6511
	大久保学園就業・生活支援センター	(社福)大久保学園	274-0082	船橋市大神保町1359-7 船橋市光風みどり園内	047-457-7380
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート松戸	(社福)実のりの会	271-0051	松戸市馬橋3240-2	047-343-8855
	障害者就業・生活支援センター エール	(NPO)ぼびあ	292-0067	木更津市中央1-16-12	0438-42-1201
	障害者就業・生活支援センター 中里	(社福)安房広域福祉会	294-0231	館山市中里291	0470-20-7188
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)JHC板橋会	174-0072	板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551
	障害者就業・生活支援センター アイキャリア	(NPO)障害者支援情報センター	158-0091	世田谷区中町2-21-12 なかまちNPOセンター306号	03-3705-5803
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	186-0003	国立市富士見台1-17-4	042-577-0079
	障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO	(NPO)WEL'S新木場	101-0054	千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエアCN312	03-5259-8372
	障害者就業・生活支援センター TALANT	(NPO)わかかさ福祉会	192-0081	八王子市横山町25-9 ツカキスクエア3階	042-648-3278
神奈川県	障害者支援センター ぼけっと	(社福)よるべ会	250-0851	小田原市曾比1786-1 オークプラザII	0465-39-2007
	よこすか障害者就業・生活支援センター	(社福)横須賀市社会福祉事業団	238-0041	横須賀市本町2-1	046-820-1933
	障がい者就業・生活支援センター サンシティ	(社福)進和学園	254-0041	平塚市浅間町2-20	0463-37-1622
	横浜市障害者就業・生活支援センター スタート	(社福)こうよう会	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階	045-869-2323
	障害者就業・生活支援センター ぼむ	(社福)県央福祉会	243-0401	海老名市東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野103	046-232-2444
	湘南障害者就業・生活支援センター	(社福)電機神奈川福祉センター	253-0021	茅ヶ崎市浜竹3-4-38 ミネオビル1階	0467-88-6411
	川崎障害者就業・生活支援センター	(社福)電機神奈川福祉センター	211-0063	川崎市中原区小杉町3-264-3 富士通ユニオンビル3階	044-739-1294
新潟県	障がい者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	949-5411	長岡市浦4712-1	0258-92-5163
	障がい者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	955-0845	三条市西本願寺1-28-8	0256-35-0860
	障がい者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	957-0053	新発田市中央町3-1-1	0254-23-1987
	障がい者就業・生活支援センター さくら	(社福)さくら園	943-0892	上越市寺町2-20-1 上越市福祉交流プラザ内	025-538-9087
	障がい者就業・生活支援センター らいふあっぷ	(社福)更生慈仁会	950-2076	新潟市西区上新栄町3-20-18	025-250-0210
	障がい者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)十日町福祉会	948-0055	十日町市高山1360-2	025-752-4486
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	939-2298	富山市坂本3110 社会福祉法人セーナー苑内	076-467-5093
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会かたかご苑	933-0935	高岡市博労本町4-1 高岡市ふれあい福祉センター2階	0766-26-4566
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	939-0633	下新川郡入善町浦山新2208	0765-78-1140

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	砺波障害者就業・生活支援センター	(社福) 湊明会	939-1374	砺波市幸町1-7 富山県砺波総合庁舎内1階	0763-33-1552
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福) 金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3110
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福) こまつ育成会	923-0942	小松市桜木町96-2	0761-48-5780
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福) 福井県福祉事業団	910-3623	福井市島寺町67-30	0776-98-3747
	嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき	(社福) 敦賀市社会福祉事業団	914-0135	敦賀市神楽町1-3-20	0770-20-1236
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福) ハヶ岳名水会	408-0025	北杜市長坂町長坂下条1368-1	0551-32-0035
	すみよし障がい者就業・生活支援センター	(財) 住吉病院	400-0851	甲府市住吉4-11-5	055-221-2133
	障がい者就業・生活支援センター コピット	(社福) ぶどうの里	404-0042	甲州市塩山上於曾933-1	0553-39-8181
長野県	上小圏域障害者就業・生活支援センター シェイク	(社福) かりがね福祉会	386-0012	上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階	0268-27-2039
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぶ	(社福) 安曇野福祉協会	399-8205	安曇野市豊科5712-1	0263-73-4664
	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウイズ	(社福) ともしき会	380-0835	長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座4階	026-214-3737
	飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる	(NPO) 飯伊圏域障害者総合支援センター	395-0024	飯田市東栄町3108-1 さんとびあ飯田1階	0265-24-3182
	障害者就業・生活支援センター 佐久	(社福) 佐久コスモス福祉会	385-0051	佐久市中込3100-3	0267-64-6644
	上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きらりあ	(社福) 伊那市社会福祉協議会	396-0021	伊那市山寺1499-7	0265-74-5627
	北信圏域障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福) 高水福祉会	389-2254	飯山市南町19-8 雁木ぶらざ内	0269-62-1344
	諏訪圏域障害者就業・生活支援センター すわーくらいふ	(社福) 清明会	392-0024	諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内	0266-54-7013
	大北圏域障害者就業・生活支援センター スクラムネット	(社福) 信濃の郷	398-0002	大町市大字大町1129 大町総合福祉センター内	0261-26-3855
	木曾圏域障害者就業・生活支援センター ともし	(社福) 木曾社会福祉事業協会	399-5607	木曾郡上松町大字小川1702 ひのきの里総合福祉センター内	0264-52-2494
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜市社会福祉事業団	500-8876	岐阜市日ノ出町2-5-2 ハヤシビル2階	058-266-4757
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福) 飛騨慈光会	506-0058	高山市山田町831-43	0577-32-8736
	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜県福祉事業団	501-3938	関市桐ヶ丘3-2	0575-24-5880
	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福) あゆみの家	503-2123	不破郡垂井町栗原2066-2	0584-22-5861
	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト	(社福) 陶技学園	507-0038	多治見市白山町1-60	0572-21-1151
静岡県	静岡中東障害者就業・生活支援センター ラック	(社福) 明和会	437-0062	袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826
	障害者就業・生活支援センター だんらん	医療法人社団 至空会	433-8101	浜松市北区三幸町201-4	0538-43-0826
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福) あしたか太陽の丘	410-0312	沼津市原1418-46	055-968-1120

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
都道府県	障害者就業・生活支援センター チャレンジ	(社福)誠信会	417-0801	富士市大淵2075-3	0545-88-9478
	障害者就業・生活支援センター ばれっと	(社福)ハルモニア	426-0066	藤枝市青葉町2-11-1	054-637-2111
	障害者就業・生活支援センター さつき	(社福)明光会	421-1211	静岡市葵区慈悲尾180	054-277-3019
	障害者就業・生活支援センター おおむろ	(社福)城ヶ崎いこいの里	413-0232	伊東市八幡野1259-21	05557-53-5501
	愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	440-0022	豊橋市岩崎町字長尾119-2
知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク		(社福)愛光園	470-2102	知多郡東浦町緒川寿久茂129	0562-34-6669
なごや障害者就業・生活支援センター		(社福)共生福祉会	453-0012	名古屋市中区井深町15-17 泉第一ビル2階	052-459-1918
西三河障害者就業・生活支援センター 輪輪		(社福)愛恵協会	444-3511	岡崎市舞木町字山中町121	0564-27-8511
尾張北部障害者就業・生活支援センター ようわ		(社福)養楽福祉会	480-0305	春日井市坂下町4-295-1	0568-88-5115
尾張西部障害者就業・生活支援センター すろーぷ		(社福)桜の木福祉会	494-0012	一宮市明地字上平35-1	0586-68-6822
尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト		(社福)ひまわり福祉会	488-0833	尾張旭市東印場町二反田146	0561-54-8677
西三河北部障がい者就業・生活支援センター		(社福)豊田市福祉事業団	471-0066	豊田市栄町1-7-1	0565-36-2120
三重県	四日市就業・生活支援センター ブラウ	(社福)四日市市社会福祉協議会	510-0085	四日市市諏訪町2-2 総合会館2階	059-354-2550
	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター プレス	(社福)三重済美学院	516-0037	伊勢市岩淵2-4-9	0596-20-6525
	鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい	(社福)和順会	513-0801	鈴鹿市神戸1-18-18 鈴鹿市役所西館2階	059-381-1035
	伊賀圏障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ	(社福)名張育成会	518-0603	名張市西原町2625	0595-65-7710
	障害者就業・生活支援センター そらいん	(医)北勢会	511-0061	桑名市寿町1-11	0594-27-7188
	松阪・多気地域障害者就業・生活支援センター マーベル	(社福)敬真福祉会	515-0812	松坂市船江町1392-3 松坂ショッピングセンター「マーム」1階	0598-50-5569
	津地域障がい者就業・生活支援センター ふらっと	(社福)聖マッテヤ会	514-0033	津市丸之内27-10 津市社会福祉センター2階	059-229-1380
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター (甲賀)	(社福)しがらき会	528-0012	甲賀市水口町暁3-44	0748-63-5830
	障害者就業・生活支援センター 働き・暮らしコト支援センター	(社福)ひかり福祉会	522-0054	彦根市西今町87-16 NaSu8-103	0749-21-2245
	おおつ障害者就業・生活支援センター	(NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会	520-0044	大津市京町3-5-12 森田ビル5階	077-522-5142
	湖西地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ゆたか会	520-1632	高島市今津町桜町2-3-11	0740-22-3876
	湖南地域障害者就業・生活支援センター	(財)滋賀県障害者雇用支援センター	524-0037	守山市梅田町2-1-217 セルバ守山内	077-583-5979
	東近江圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)わたむきの里福祉会	523-0891	近江八幡市鷹飼町571 平和堂近江八幡店5階	0748-36-7999
	湖北地域しょうがい者就業・生活支援センター	(社福)湖北会	526-0063	長浜市末広町6-2 ワイエフビル18 1階	0749-64-5130

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号	
京都府	京都障害者就業・生活支援センター	(社福)京都総合福祉協会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内	075-702-3725	
	障害者就業・生活支援センター はびねす	(社福)南山城学園	611-0033	宇治市大久保町北ノ山101-10	0774-41-2661	
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	625-0014	舞鶴市宇鹿原772-1	0773-65-2071	
	障害者就業・生活支援センター あん	(社福)京都ライフサポート協会	619-0204	木津川市山城町上狛前畑12-8	0774-86-5056	
	なんたん障害者就業・生活支援センター	(社福)松花苑	621-0042	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19 総合生活支援センター内	0771-24-2181	
	障害者就業・生活支援センター アイリス	(財)長岡記念財団	617-0833	長岡京市神足2-3-1 バンビオ1番館7階701-6	075-952-5180	
	障害者就業・生活支援センター こまち	(社福)よさのうみ福祉会	629-2501	京丹後市大宮町口大野228-1	0772-68-0005	
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	543-0026	大阪市天王寺区東上町4-17 大阪市立中央授産場内	06-6776-7336	
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪手をつなぐ育成会	574-0036	大東市末広町15-6 支援センターさくら内	072-871-0047	
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	586-0024	河内長野市西之山町2-21	0721-53-6093	
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぶくぶく福祉会	564-0031	吹田市元町19-15 丸二ビル102号	06-6317-3749	
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会	569-0071	高槻市城北町1-7-16 リーベン城北2階	072-662-4510	
	八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	(社福)信貴福祉会	581-0853	八尾市楽音寺1-84	072-940-1215	
	とよなか障害者就業・生活支援センター	(NPO)豊中市障害者就労雇用支援センター	561-0872	豊中市寺内1-1-10 ローズコミュニティ緑地1階	06-4866-7100	
	東大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)東大阪市社会福祉事業団	577-0054	東大阪市高井田元町1-2-13	06-6789-0374	
	南河内北障害者就業・生活支援センター	(社福)ふたかみ福祉会	583-0856	羽曳野市白鳥3-16-3 セシル古市103	072-957-7021	
	枚方市障害者就業・生活支援センター	(社福)であい共生舎	573-8666	枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所別館1階	090-2064-2188	
	寝屋川市障害者就業・生活支援センター	(社福)光輝会	572-0832	寝屋川市本町1-2	072-822-0502	
	泉州中障害者就業・生活支援センター	(NPO)あいむ	597-0072	貝塚市島中1-3-10	072-422-3322	
	茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	(社福)摂津市社会福祉事業団	566-0034	摂津市香露園34-1 摂津市障害者総合支援センター内	072-664-0321	
	北河内西障害者就業・生活支援センター	(社福)明日葉	570-0081	守口市日吉町1-2-12 守口市身体障害者・高齢者交流会館4階	06-6994-3988	
	泉州北障害者就業・生活支援センター	(NPO)チャレンジド・ネットいずみ	594-0071	和泉市府中町1-8-3 和泉ショッピングセンター2階	0725-26-0222	
	泉州南障害者就業・生活支援センター	(NPO)障害者自立支援センター ほっぷ	598-0062	泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野人権文化センター2階	072-463-7867	
	豊能北障害者就業・生活支援センター	(財)箕面市障害者事業団	562-0015	箕面市福1-11-2 ふれあい就労支援センター3階	072-723-8801	
	堺市障害者就業・生活支援センター	(NPO)堺市障害者就労促進協会	590-0141	堺市南区桃山台1-23-1	072-292-1826	
	兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	675-0002	加古川市山手1-11-10	079-438-8728

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
都道府県	神戸障害者就業・生活支援センター	(社福)神戸聖隷福祉事業団	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-1	078-672-6480
	西播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	678-0252	赤穂市大津1327 赤穂精華園内	0791-43-2091
	淡路障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	656-1331	洲本市五色町都志大日707	0799-33-1192
	姫路障害者就業・生活支援センター	(財)姫路市障害者職業自立センター	670-0074	姫路市御立西5-6-26	079-291-6504
	丹波障害者就業・生活支援センター	(社福)わかたけ福祉会	669-2314	篠山市東沢田240-1	079-554-1566
	北播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	673-0534	三木市緑が丘町本町2-3	0794-84-1018
	阪神北障害者就業・生活支援センター	(社福)いたみ杉の子	664-0006	伊丹市鴻池1-10-15	072-777-7471
奈良県	なら障害者就業・生活支援センター コンパス	(社福)車楽ゆいの会	630-8115	奈良市大宮町3-5-39 やまと建設第3ビル302	0742-32-5512
	なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	(社福)大和会	633-0091	桜井市桜井232 ヤガビル3階302号室	0744-43-4404
	なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	(社福)ちいろば会	636-0802	生駒郡三郷町三室1-10-19	0745-51-2001
	なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ	(社福)奈良県手をつなぐ育成会	634-0812	橿原市今井町2-9-19	0744-23-7176
	なら南和障害者就業・生活支援センター ハローJOB	(社福)せせらぎ会	638-0821	吉野郡大淀町下淵158-9	0747-54-5511
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	646-0061	田辺市上の山2-23-52	0739-26-8830
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一表会	640-8123	和歌山市三沢町3-40	073-427-8149
	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	(社福)太陽福祉会	644-0011	御坊市湯川町財部726-9	0738-23-1955
	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あーち	(社福)和歌山県福祉事業団	647-0041	新宮市野田1-8	0735-21-7113
	伊都障がい者就業・生活支援センター	(社福)筍親会	648-0074	橋本市野5-1	0736-32-8246
	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター フロンティア	(社福)きのかわ福祉会	649-6226	岩出市宮71-1 パストラルビル1階	0736-61-6300
鳥取県	障害者就業・生活支援センター しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	689-0201	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060
	障害者就業・生活支援センター くらよし	(社福)鳥取県厚生事業団	682-0806	倉吉市昭和町1-156	0858-23-8448
	障害者就業・生活支援センター しゅーと	(社福)あしーど	683-0064	米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階	0859-37-2140
島根県	浜田障害者就業・生活支援センター レント	(社福)いわみ福祉会	697-0027	浜田市殿町75-8	0855-22-4141
	出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ	(社福)親和会	693-0001	出雲市今市町北本町1-1-3 セントラルビル3階	0853-27-9001
	松江障害者就業・生活支援センター ぷらす	(社福)桑友	690-0064	松江市天神町45-1	0852-60-1870
	益田障がい者就業・生活支援センター エスポア	(社福)希望の里福祉会	698-0003	益田市乙吉町イ336-4 インベリアルビル1階	0856-23-7218
	雲南障害者就業・生活支援センター アーチ	(社福)雲南広域福祉会	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6	0854-45-3150

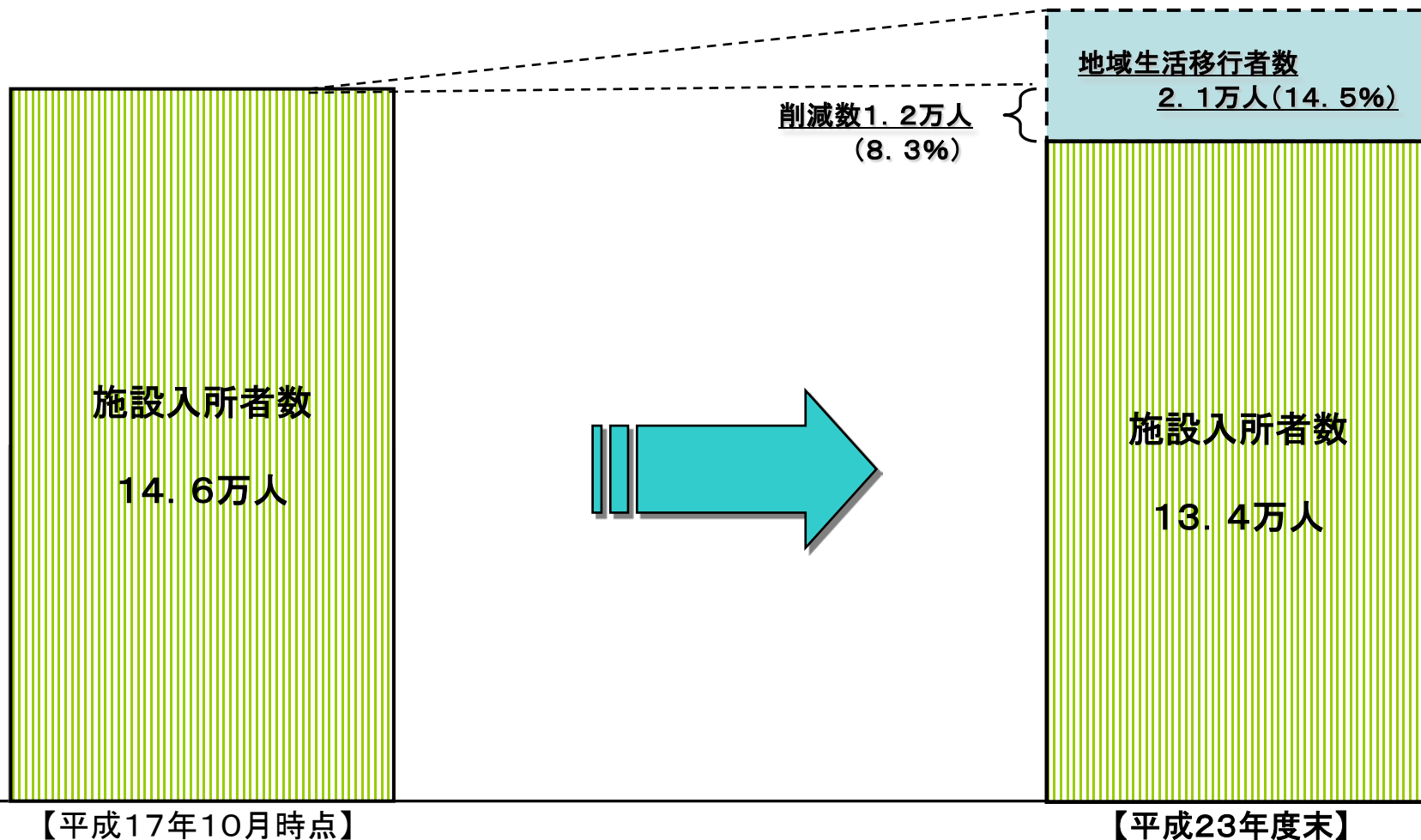
都道府県	センター名	運営法人	センター 郵便番号	センター所在地	センター 電話番号
	大田障害者就業・生活支援センター ジョブ亀の子	(社福)亀の子	694-0041	大田市長久町長久口267-6	0854-84-0271
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福)旭川荘	701-2155	岡山市北区中原664-1先	086-275-5697
	倉敷障がい者就業・生活支援センター	(社福)倉敷市総合福祉事業団	710-0834	倉敷市笹沖180 くらしき健康福祉プラザ	086-434-9886
	津山障害者就業・生活支援センター	(社福)津山社会福祉事業会	708-0841	津山市川崎1554	0868-21-8830
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援センター	(社福)みどりの町	729-1322	三原市大和町箱川1470-2	0847-34-1375
	東部地域障害者就業・生活支援センター	(社福)静和会	726-0003	府中市元町320	0847-46-2636
	広島中央障害者就業・生活支援センター	(社福)つつじ	739-0133	東広島市八本松町米満461	082-497-0701
	広島障害者就業・生活支援センター	(社)広島県手をつなぐ育成会	733-0004	広島市西区打越町17-27	082-537-1132
	呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	(社)広島県就労振興センター	737-0051	呉市中央5-12-21 呉市福祉会館2階	0823-25-8870
山口県	光栄会障害者就業・生活支援センター	(社福)光栄会	755-0072	宇部市中村3-10-44	0836-39-5357
	なごみの里障害者就業・生活支援センター	(社福)下関市民生事業助成会	759-6602	下関市大字蒲生野字横田250	080-6336-0270
	鳴滝園障害者就業・生活支援センター	(社福)ほおの木会	753-0212	山口市下小鯖2287-1	083-902-7117
	障害者就業・生活支援センター 蓮華	(社福)ビタ・フェリーチェ	740-0018	岩国市麻里布町2-3-10 1階	0827-28-0021
	障害者就業・生活支援センター ワークス周南	(社福)大和福祉会	745-0801	周南市大字久米716-4	0834-39-3700
	ふたば園就業・生活支援センター	(社福)ふたば園	758-0025	萩市土原565-5	0838-21-7066
徳島県	障害者就業・生活支援センター わーくわく	(社福)愛育会	771-0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓50-5	088-699-7523
	障害者就業・生活支援センター 箆藏山荘	(社福)池田博愛会	778-0020	三好市州津井関1121-1	0883-72-2444
	障害者就業・生活支援センター よりそい	(社福)柏涛会	779-2302	海部郡美波町北河内字本村344-1	0884-77-0434
香川県	障害者就業・生活支援センター 共生	(社福)恵愛福祉事業団	769-2702	東かがわ市松原1331-5	0879-24-3701
	障害者就業・生活支援センター オリーブ	(社福)あゆみの会	761-8058	高松市勅使町398-18	087-869-4649
	障害者就業・生活支援センター くばら	医療法人社団 三愛会	763-0073	丸亀市柞原町189-1	0877-64-6010
	障害者就業・生活支援センター つばさ	(社福)三豊広域福祉会	768-0014	観音寺市流岡町750-1	0875-23-2070
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福)愛媛県社会福祉事業団	790-0843	松山市道後町2-12-11 愛媛県身体障害者福祉センター内	089-917-8516
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福)来島会	794-0028	今治市北宝来町2-2-12	0898-34-8811
	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら	(財)正光会	798-0039	宇和島市大宮町3-2-10	0895-22-0377
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	787-0010	四万十市古津賀1409	0880-34-6673

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
高知県	高知障害者就業・生活支援センター シャイン	(社福)太陽福祉会	780-0935	高知市旭町2-21-6	088-822-7119
	障害者就業・生活支援センター ゆうあい	(社福)高知県知的障害者育成会	783-0005	南国市大桶乙2305	088-854-9111
	障害者就業・生活支援センター ポラリス	(社福)安芸市身体障害者福祉会	784-0027	安芸市宝永町464-1	0887-34-3739
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育成会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	093-871-0030
	障害者就業・生活支援センター デュナミス	(社福)上横山保育会	834-0115	八女郡広川町大字新代1110 グランセラノA・B号	0943-32-4477
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	822-0024	直方市須崎町16-19	0949-22-3645
	障害者就業・生活支援センター 野の花	(社福)野の花学園	810-0044	福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター5階	092-713-0050
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)豊徳会	825-0004	田川市大字夏吉4205-3	0947-23-1150
	障害者就業・生活支援センター ほっとかん	(NPO)大牟田市障害者協議会	836-0041	大牟田市新栄町16-11-1	0944-57-7161
	障害者就業・生活支援センター ちどり	(社福)福岡コロニー	811-3115	古賀市久保1343-3	092-940-1212
	障害者就業・生活支援センター ちくし	(社福)自遊学会	816-0811	春日市春日公園5-16 コーポ220-1-1	092-592-7789
佐賀県	社会福祉法人たちばな会障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	849-1422	嬉野市塩田町大字谷所甲1388 たちばな学園内	0954-66-9093
	社会福祉法人若楠障害者就業・生活支援センター もしもしネット	(社福)若楠	841-0005	鳥栖市弥生が丘2-134 若楠療育園第一管理棟1階	0942-87-8976
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	854-0024	諫早市上町11-5 わーくかんまち内	0957-35-4887
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	857-0322	北松浦郡佐々町本田原免234-4	0956-62-3844
	障害者就業・生活支援センター ながさき	(社福)ゆうわ会	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階	095-865-9790
	障害者就業・生活支援センター けんなん	(社福)南高愛隣会	855-0045	島原市上の町534-2	0957-65-5002
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇用支援協会	860-0844	熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-320-8001
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結	(社福)慶信会	866-0876	八代市田中西町15-15 ナイスビル B号室	0965-35-3313
	熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす	(社福)菊愛会	861-1331	菊池市隈府469-10 総合センターコムサル2階	0968-25-1899
	熊本県有明障害者就業・生活支援センター きずな	(医)信和会	865-0064	玉名市中46-4	0968-71-0071
	熊本県天草障害者就業・生活支援センター	(社福)弘仁会	863-0013	天草市今釜新町3667	0969-66-9866
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会	870-0029	大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 3階	097-514-3300
	障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	879-0471	宇佐市大字四日市1574-1	0978-32-1154
	障害者就業・生活支援センター はぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	877-0012	日田市淡窓1-68-3	0973-24-2451
	豊肥地区就業・生活支援センター つばさ	(社福)紫雲会	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺1927-1	0974-22-0313

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	障害者就業・支援センター たいよう	(社福)太陽の家	874-0011	別府市大字内竈1393-2	0977-66-0277
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	880-0930	宮崎市花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉保健センター内	0985-63-1337
	のべおか障害者就業・生活支援センター	(社福)高和会	882-0836	延岡市恒富町3-6-5	0982-20-5283
	こばやし障害者就業・生活支援センター	(社福)煤燐会	886-0008	小林市本町32	0984-22-2539
	みやこのじょう障害者就業・生活支援センター	(NPO)キャンパスの会	885-0071	都城市中町1-7 IT産業ビル1階	0986-22-9991
	ひゅうが障害者就業・生活支援センター	(社福)浩和会	883-0021	日向市大字財光寺515-1	0982-57-3007
	にちなん障害者就業・生活支援センター	(社福)にちなん会	887-0021	日南市中央通2-5-10	0987-22-2786
	たかなべ障害者就業・生活支援センター	(社福)光陽会	884-0002	児湯郡高鍋町大字北高鍋1091-1 高鍋電化センタービル1階	0983-32-0035
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-1-1	099-272-5756
	おおすみ障害者就業・生活支援センター	(社福)天上会	893-0006	鹿屋市向江町29-2 鹿屋市社会福祉会館内	0994-35-0811
	あいらいさ障害者就業・生活支援センター	(社福)真奉会	899-4332	霧島市国分中央1-3-9 馬場ビル1階	0995-44-7111
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティーダ&テムテム	(社福)名護学院	905-0006	名護市宇茂佐943	0980-54-8181
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	904-0033	沖縄市山里2-1-1	098-931-1716
	南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ	(社福)若竹福祉会	901-2102	浦添市前田1004-9 2階	098-871-3456

第2期障害福祉計画全国集計値【福祉施設から地域生活への移行】

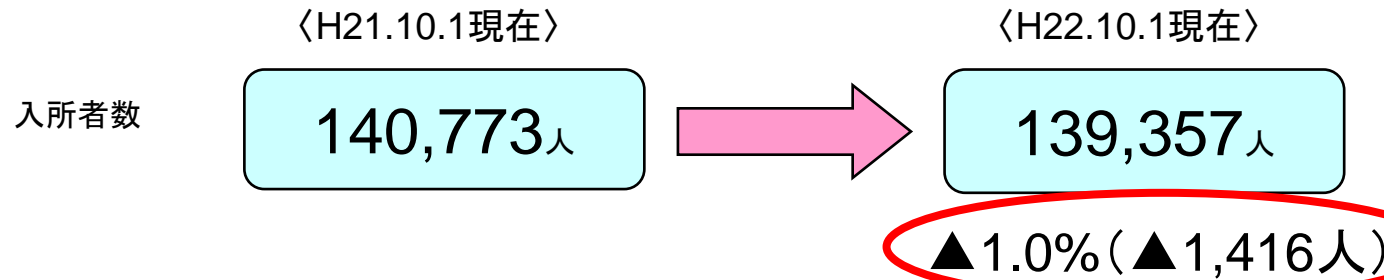
- 施設入所者の地域生活への移行については、平成23年度末までに平成17年現在の施設入所者(14.6万人)のうち、2.1万人(14.5%)が地域生活へ移行するとともに、入所待機者の動向等を勘案した結果、平成17年に比べて施設入所者数1.2万人(8.3%)が削減されることが見込まれている。



施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

※2. 674施設からの回答を集計(回収率100%)

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

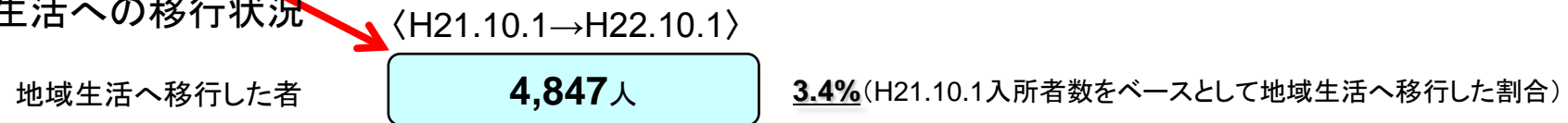
2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
4,847人 (49.3%)	1,112人 (11.3%)	456人 (4.6%)	49人 (0.5%)	1,472人 (15.0%)	1,760人 (17.9%)	145人 (1.5%)	9,841人	8,425人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況



〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,644人 (33.9%)	556人 (11.5%)	99人 (2.0%)	25人 (0.5%)	1,625人 (33.5%)	719人 (14.8%)	97人 (2.0%)	82人 (1.7%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

※2. 674施設からの回答を集計(回収率100%)

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
943人 (19.5%)	39人 (0.8%)	118人 (2.4%)	179人 (3.7%)	63人 (1.3%)	798人 (16.5%)	215人 (4.4%)	135人 (2.8%)
地域活動支援 センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
138人 (2.8%)	384人 (7.9%)	33人 (0.7%)	554人 (11.4%)	140人 (2.9%)	192人 (4.0%)	584人 (12.0%)	332人 (6.8%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,273人 (38.8%)	1,624人 (19.3%)	108人 (1.3%)	10人 (0.1%)	2,930人 (34.8%)	480人 (5.7%)	8,425人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
193人 (5.9%)	97人 (3.0%)	19人 (0.6%)	26人 (0.8%)	2,672人 (81.6%)	128人 (3.9%)	44人 (1.3%)	94人 (2.9%)

障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業

特別枠措置
100億円

(1) 地域移行のための安心生活支援 (障害者の地域移行・地域生活の推進に意欲のある自治体で実施)

①～③の事業について、市町村単位で実施 10億円 (実施か所数:100か所)

① 地域移行推進重点プランの作成

各市町村で障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプランを作成する。
(地域移行支援計画の作成費)

② 地域安心生活支援体制強化事業

プランに基づき、各市町村で夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の事業を面的に一体的に行う体制を整備する。
(支援体制を確保するための人件費)

③ 地域移行特別支援事業

②の事業を市町村が実施するにあたり、障害者が移動支援やコミュニケーション支援等、地域での活動支援を更に必要とする場合には、その経費を重点的に支援する。
(既存の各種事業の必要量を確保)

④の事業について、県単位で実施 7億円 (実施か所数:25か所)

④ 精神障害者アウトリーチ(訪問支援)推進事業

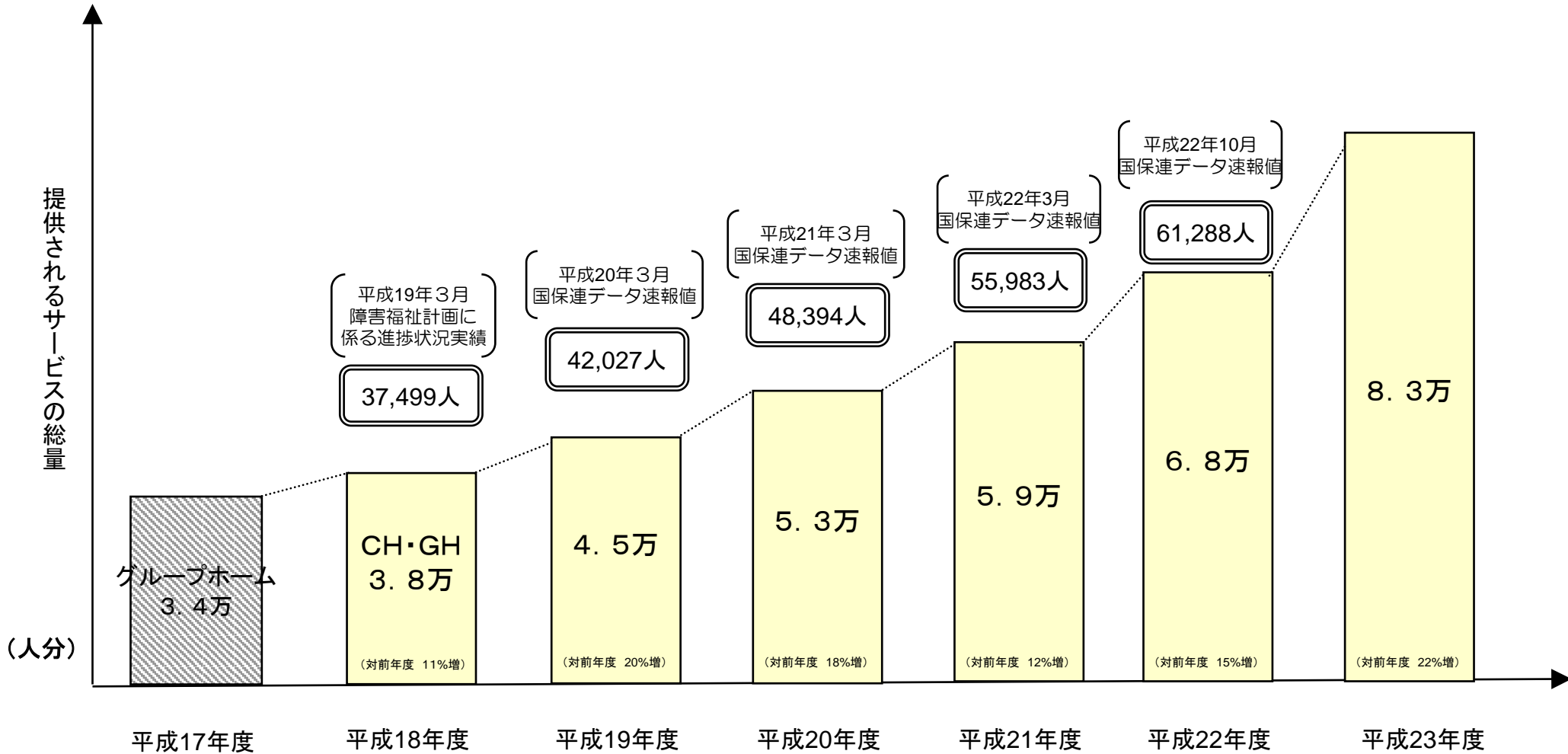
各都道府県で地域での精神保健福祉に経験と実績のある多職種チームを設置し、在宅で未治療の者、治療を中断している重症の患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を実施する。
(アウトリーチチームの活動費(人件費等)等)

(2) 地域で暮らす場の整備促進 83億円

地域移行する障害者に対応(都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成)

障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム・ケアホーム等の地域で暮らす「住まいの場」や、「日中活動の場」等を整備する。
(グループホーム、ケアホーム/昼夜別で選択して利用できる新体系サービス/就労支援等の日中活動系サービス)

障害福祉サービス見込量の推移（ケアホーム・グループホーム）



平成23年度における相談支援専門員の研修体系(案)

- 障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」及び「障害児相談支援」を創設。(平成24年4月1日施行)
- このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
- 併せて、現任者の資質の向上のために、専門コース別研修を創設。
- これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とする。
- 平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討。

相談支援専門員の資格要件としての研修

初任者研修 ＜初年度＞

(31.5時間)

現任研修(更新研修) ＜5年ごと＞

(18時間)

新

専門コース別研修

※専門コース別研修は、現任研修の受講の有無にかかわらず、必要に応じて受講することも可能

新

法の円滑な施行準備のための研修

【カリキュラム】

- ・地域相談支援
- ・障害児相談支援

(4～5時間程度を想定)

関連資料12

相談支援従事者現任研修の実施状況一覧

都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
北海道	○	○	○	○
青森県				○
岩手県	○	○	○	○
宮城県	○			○
秋田県				
山形県	○	○	○	○
福島県		○	○	○
茨城県				○
栃木県		○	○	○
群馬県	○	○		○
埼玉県			○	○
千葉県		○		○
東京都				○
神奈川県	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○
石川県				○
福井県	○	○	○	○
山梨県	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○
岐阜県		○		
静岡県				○
愛知県	○	○	○	○
三重県				○

都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
滋賀県		○		○
京都府	○	○	○	○
大阪府		○	○	○
兵庫県				○
奈良県	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○
鳥取県				○
島根県	○	○	○	○
岡山県				○
広島県	○	○	○	○
山口県				○
徳島県	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○
福岡県		○	○	○
佐賀県				○
長崎県			○	○
熊本県	○	○	○	○
大分県				○
宮崎県	○	○	○	○
鹿児島県				
沖縄県	○	○	○	○

平成23年度予算案における障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費(平成23年度予算案) 403,260千円

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備(既存の体制の充実を含む。)するとともに、(2)から(4)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)(※(3)(4)は、都道府県のみ)

4 補助率 定額

○障害者虐待防止・権利擁護事業費(平成23年度予算案) 3,450千円

1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の**従事者や管理者、相談窓口職員**に対する**障害者虐待防止に関する研修を実施**する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

(※①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施)

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、**相談支援専門員等を訪問させる**ことにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、**居室の確保**を行うとともに、**緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れ**について支援する。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る**24時間・365日の相談体制を整備**する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、**カウンセリング**を行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(4)専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な**専門的助言を得る体制を確保**する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、**虐待事例の分析等**を行う。

○ 発達障害者への支援について

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
(精神保健福祉法第5条)



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。

(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス>

(1) 相談支援事業

(2) 日中活動系サービス

① 就労移行支援

② 就労継続支援

③ 自立訓練(生活訓練)

④ 児童デイサービス

(3) 訪問系サービス

① 行動援護

② 短期入所(ショートステイ)

(4) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)

(5) 地域生活支援事業

① 移動支援

発達障害施策の状況

<国の役割>

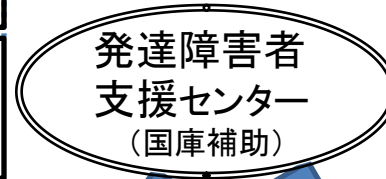
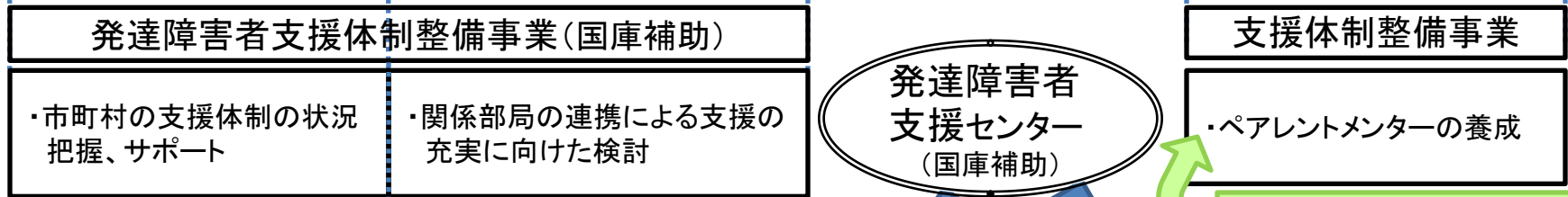
発達障害の定義と発達障害への理解の促進／発達障害児・者に対する地域支援体制を整備

調査・研究	支援手法の開発	情報提供・普及啓発	人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・発見のための共通の評価尺度の開発 (M-CHAT、PARS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児療育手法の開発 ・家族支援・地域生活支援プログラムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害情報センター (国立リハビリテーションセンター内に設置) ・世界自閉症啓発デー(4/2) ・発達障害啓発週間(4/2～4/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立秩父学園等における発達相談支援員等の研修 ・国が指定した民間施設(4か所)における実地研修

地域における支援体制を整備 (国庫補助)

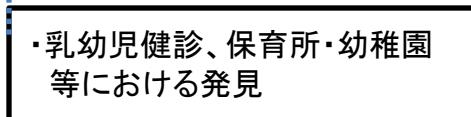
<都道府県の役割>

発達障害児・者に対する地域生活支援の充実(広域的な支援)関係部局の相互の連携確保



(新規)
・ペアレントメンターコーディネーターの配置

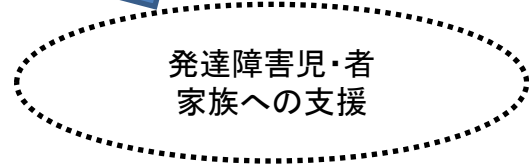
<市町村の役割> 発達障害児の早期発見、早期の発達支援／発達障害児・者に対する地域生活支援



(新規)
・巡回支援専門員整備事業
・発達障害者等支援都市システム事業

専門的相談

相談支援、発達支援、就労支援



国

都道府県

市町村

厚生労働省における発達障害者支援施策（平成23年度予算(案)）概要）

課 題	平成23年度予算(案) 【1,181百万円(1,270百万円)】 ()内は平成22年度予算
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成 ●全県的な相談支援の充実	<p>①発達障害者支援体制整備事業 【202百万円(201百万円)】 発達障害のある方や家族に、ライフステージ支援の体制を構築強化を図るため、都道府県、指定都市において、「ペアレントメンター」の養成とその活動をコーディネートする者の配置、「アセスメントツール」の導入の促進を実施</p> <p>②発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業の内数】 発達障害者やその家族などに対して、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施</p> <p>③子どもの心の診療ネットワーク事業 【母子保健医療対策等総合支援事業の内数】 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制を構築</p>
2 支援手法の開発	<p>④発達障害者支援開発事業 【298百万円(395百万円)】 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立</p> <p>⑤巡回支援専門員配置事業(新規) 【156百万円(0百万円)】 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、スタッフや親に助言等を実施</p>
3 就労支援の推進	<p>⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充・強化 【281百万円(230百万円)】 ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、本人の希望や状況に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導するとともに、きめ細かな就労支援を実施</p> <p>⑦発達障害者雇用開発助成金 【 59百万円(156百万円)】 発達障害者を新たに雇用し適切な雇用管理等を行う事業主に対して助成</p> <p>⑧発達障害者就労支援者育成事業 【21百万円(19百万円)】 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施</p> <p>⑨発達障害者に対する職業訓練の推進 【 68百万円(127百万円)】 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進</p>
4 人材の育成	<p>⑩発達障害研修事業 【(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数等】 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場における対応を充実</p> <p>⑪発達障害者支援実地研修事業 【22百万円(23百万円)】 地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための中期の実地研修を実施</p>
5 情報提供・普及啓発	<p>⑫発達障害情報・支援センター(仮称) 【52百万円(54百万円)】 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発を実施</p> <p>⑬「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【13百万円(15百万円)】 「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施</p>

○ 発達障害者支援体制整備事業

【202百万円(201百万円)】

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況調査及び評価や、適切な助言等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成と**その活動をコーディネートする者の配置**^(新)や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

厚生労働省



文部科学省
(特別支援教育総合推進事業)

【都道府県・指定都市】



●調査・評価
(市町村の支援体制の状況調査・評価)



●支援サポート体制の強化
(市町村等の関係機関に対する相談・助言等のサポート(巡回指導))



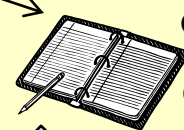
●検討委員会
(県内の状況把握や、ペアレントメンターの養成等の支援体制の充実に向けて検討)



●ペアレントメンターコーディネーターの配置【新規】



●ペアレントメンターの養成
(家族支援体制の整備)

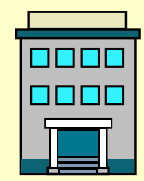
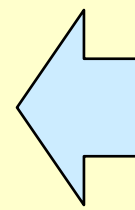
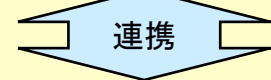
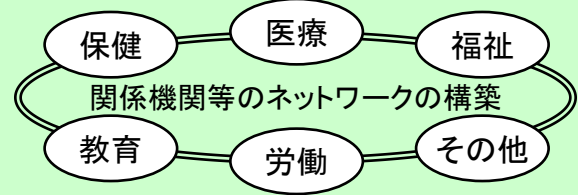


●発達障害特有のアセスメントツールの導入促進
(M-CHATやPARS等の導入を促進する研修の実施)

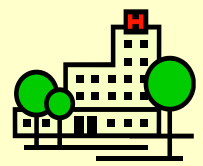
【市町村】



- ◆早期発見・早期発達支援体制の構築
- ◆個別支援計画の作成(アセスメントツールの導入)
- ◆ペアレントメンターの活用による家族支援 等



発達障害者支援センター



医療機関等

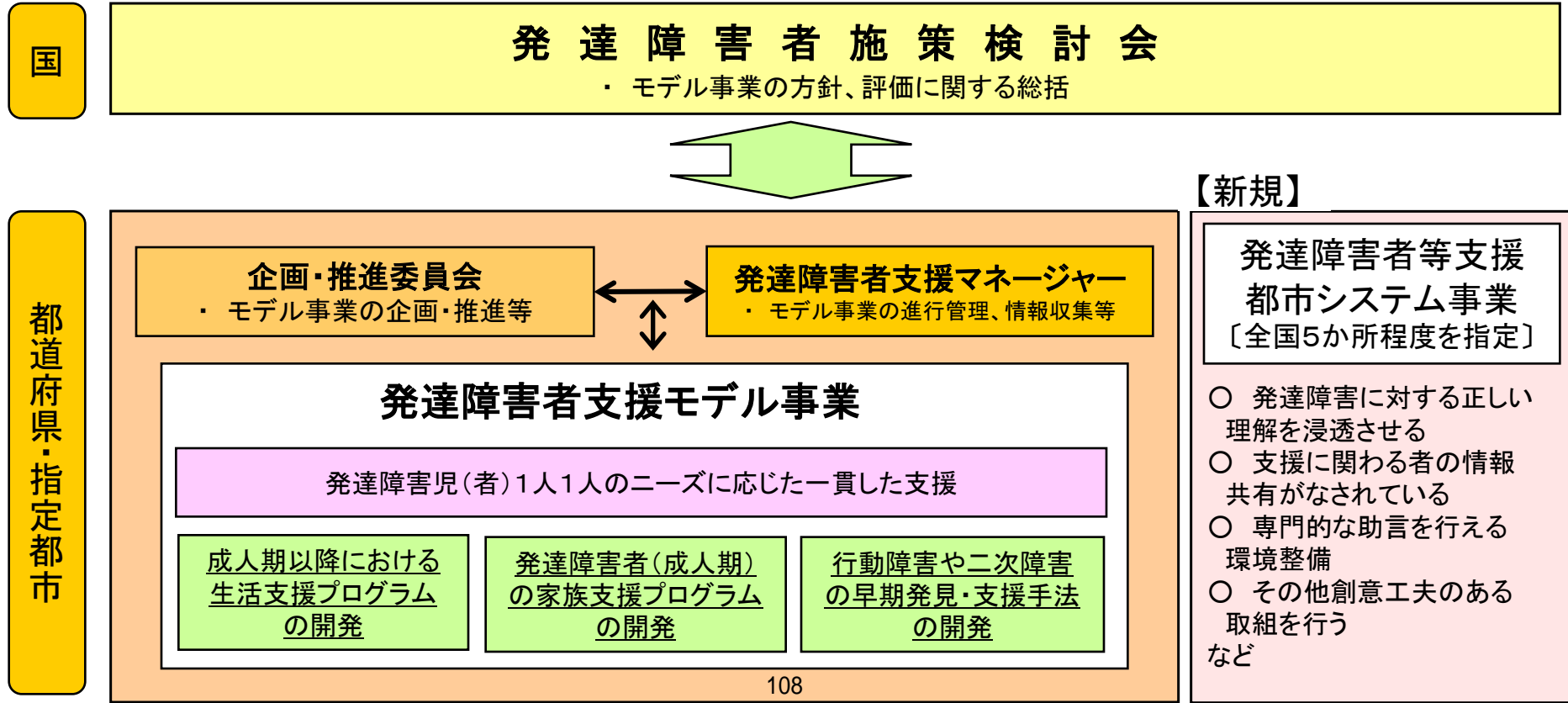
○ 発達障害者支援開発事業

【298百万円(395百万円)】

国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市(全国20箇所程度)に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方策をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

なお、開発に取り組むモデルについては、現段階で支援手法が不足している分野(成人期以降の生活支援や家族支援、行動障害や二次障害の早期発見・支援)を中心に実施することとし、1人1人のニーズに応じた支援が提供できる社会の実現を目指す。

新 また、発達障害支援施策に関し、総合的かつ先駆的な取組を行う市町村を指定し、その内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ情報発信することにより、全国的な取組の促進を図る。



- 【新規】**
- 発達障害者等支援都市システム事業**
[全国5か所程度を指定]
- 発達障害に対する正しい理解を浸透させる
 - 支援に関わる者の情報共有がなされている
 - 専門的な助言を行える環境整備
 - その他創意工夫のある取組を行うなど

「発達障害者支援体制整備事業」、「発達障害者支援開発事業」実施状況一覧

※平成19年度～22年度の左欄は「発達障害者支援体制整備事業」、右欄は「発達障害者支援開発事業」。

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
北海道	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○				
秋田県						
山形県	○	○	○	○	○	○
福島県			○	○	○	○
茨城県	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○	○	○
群馬県						○
埼玉県	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	
東京都	○	○	○	○	○	
神奈川県	○	○	○			○
新潟県		○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○				○
山梨県	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○
岐阜県		○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○
滋賀県		○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○					○
奈良県	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○			
鳥取県			○	○	○	○
島根県	○	○				○
岡山県		○	○	○	○	○

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
広島県		○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○
愛媛県						
高知県	○	○	○	○	○	○
福岡県		○	○	○	○	○
佐賀県		○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○
大分県		○	○			
宮崎県				○	○	○
鹿児島県	○	○	○			○
沖縄県		○	○	○	○	○
札幌市	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○			
横浜市	○	○	○	○	○	○
川崎市		○	○	○	○	○
相模原市						○
新潟市				○	○	○
静岡市			○	○	○	○
浜松市						○
名古屋市		○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○
堺市			○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○
岡山市					○	○
広島市	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○
福岡市		○	○	○	○	○

※「発達障害者支援体制整備事業」は平成17年度から、「発達障害者支援開発事業」は平成19年度から実施。
 ※この一覧は、国からの補助事業の一覧であり、それ以外にも、自治体独自の取り組みが行われている場合がある。

○ 巡回支援専門員整備事業〔新規〕

【156百万円】

【事業内容】

発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

【実施方法】

① 実施体制

次の1)又は2)を基本とするが、地域の実情やニーズに応じた柔軟な事業形態による効率的・効果的な実施方法により行うこととする。

- 1) 専門員(※)を知的障害児施設及び通園施設、児童家庭支援センター、母子保健センター等の拠点となる施設に1人配置して実施。
- 2) 既存の施設等に配置されている医師、児童指導員、保育士、心理担当職員、作業療法士、言語聴覚士等を活用し、多職種からなるチームを編成し、拠点となる機関が保育所等からの求めに応じ、チームを派遣して実施。

※「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・相談員として必要な学識経験を有する者
- ・秩父学園で実施している発達障害に関する研修を受講した者又は障害児施設等において発達障害児の支援に携わっている者 など

② 巡回方法

地域における、保育所、幼稚園、子育て支援拠点施設、児童厚生施設、集団健診の場等の子どもやその親が集まる場を少なくとも週3日、計画的に巡回支援を行う。

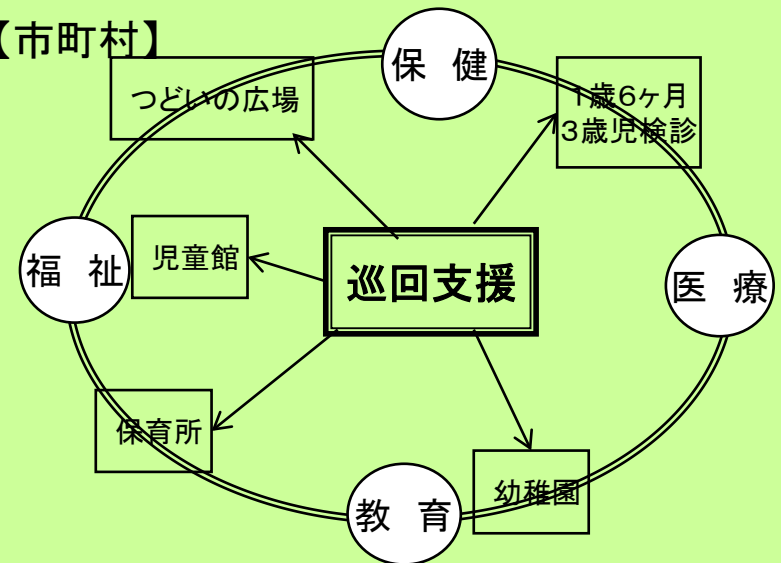
なお、対象ケースの評価や支援方針の検討、助言・指導内容の検証等を行うよう努めること。

③ 関係機関との連携

ケースに応じて適切な支援に結びつけられるよう、日頃から保健師、児童家庭支援センター、市町村障害福祉担当課、児童デイサービス事業所、発達障害者支援体制整備事業等と連携して行える環境整備に努めること。

なお、児童相談所や発達障害者支援センターなどの専門機関と協働により支援することが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの処置を取るようにする。

【市町村】



発達障害者等の支援に対して、ライフステージを一貫してサポートするため、保健、医療、福祉、教育、労働等の様々な領域が連携して取組むシステムを構築し、「まち」全体で発達障害をサポートする取り組みを行う。

〔事業内容〕

全般的に取り組んでいる先駆的な市町村をモデル都市として指定して、次に掲げる取り組みについて組織的に展開し、その成果をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ、全国に普及させる。

- (1) 発達障害に対する正しい理解の浸透
- (2) 発達障害の支援に関わる者間の情報共有
- (3) 専門的な助言を行える環境の整備
- (4) その他発達障害者の支援に関する創意工夫のある取り組み

平成22年度補正予算 発達障害者に対する情報支援体制の整備

(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しにて対応)

発達障害の特性を勘案し、市町村等で用いられている書類の音声化等を実施することにより、【114百万円】
発達障害者に対する情報支援体制を整備する。

※ 発達障害者の中には、書かれたものの内容を読み取ることや文字を書くことが障害のために極端に苦手であって(読み書き障害)、日常生活上の不利益を被る者がいる。

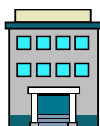
市役所等において、発達障害の特性を勘案し確実に情報が提供される環境の整備

【 都道府県 】

発達障害者支援センターやNPO法人等の当事者団体と連携して、発達障害に対する情報支援体制を整備。

都道府県

- ・書類の音声化等のための機器の整備
- ・発達障害の特性を勘案した情報提供の支援についての啓発 など



発達障害者支援センター

NPO(当事者団体等)

【 窓口 】

市役所等の窓口における
情報支援機器の整備等

(例)



- 読み取り支援ソフト
音声と同時に画像・テキスト・文章をシンクロさせて表示することにより、読むことが困難な者も書かれている内容をわかりやすくするもの。



- コミュニケーションボード
言葉によるコミュニケーションが苦手な者に対して、絵記号などわかりやすい方法によりコミュニケーションを行うもの。



- 音声化機器
テキスト化された文章を指定する箇所ごとに音声で読み上げ、長文の文章等をわかりやすく 聞くためのもの。

情報の確実な
伝達を図る。

発達障害者

※ 国においては、この取組の拡大を図るため、既存の研修会等を活用して、情報支援体制の整備に関する周知と使用方法等の研修を都道府県等(発達障害者支援センター)に対し実施する予定。

○ 発達障害に係る研修等

発達障害施策に携わる職員に対する研修等を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。

研修は、小児医療、精神医療、療育の3分野について、それぞれの専門機関である国立機関等において医師等を対象とした研修を行う。

1 発達障害者支援センター職員実務研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図る。

期 間 5日間 年2回
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名

2 発達障害関係職員研修

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

期 間 5日間 年2回
対 象 都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等 60名）

3 自閉症に関するセミナー

①自閉症子育て支援セミナー
全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的。

期 間 4日間 年2回
対 象 全国の自閉症児（者）の保護者 100名

②自閉症トレーニングセミナー
全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的。

期 間 5日間 年2回
対 象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の精神医療機関の医師等

<実施機関>

1～3 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 国立秩父学園【9.6百万円(9.6百万円)】

4、5 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター【運営費交付金の内数】

※各研修等の期間・回数等は予定

○ 発達障害者支援における実地研修システムの構築

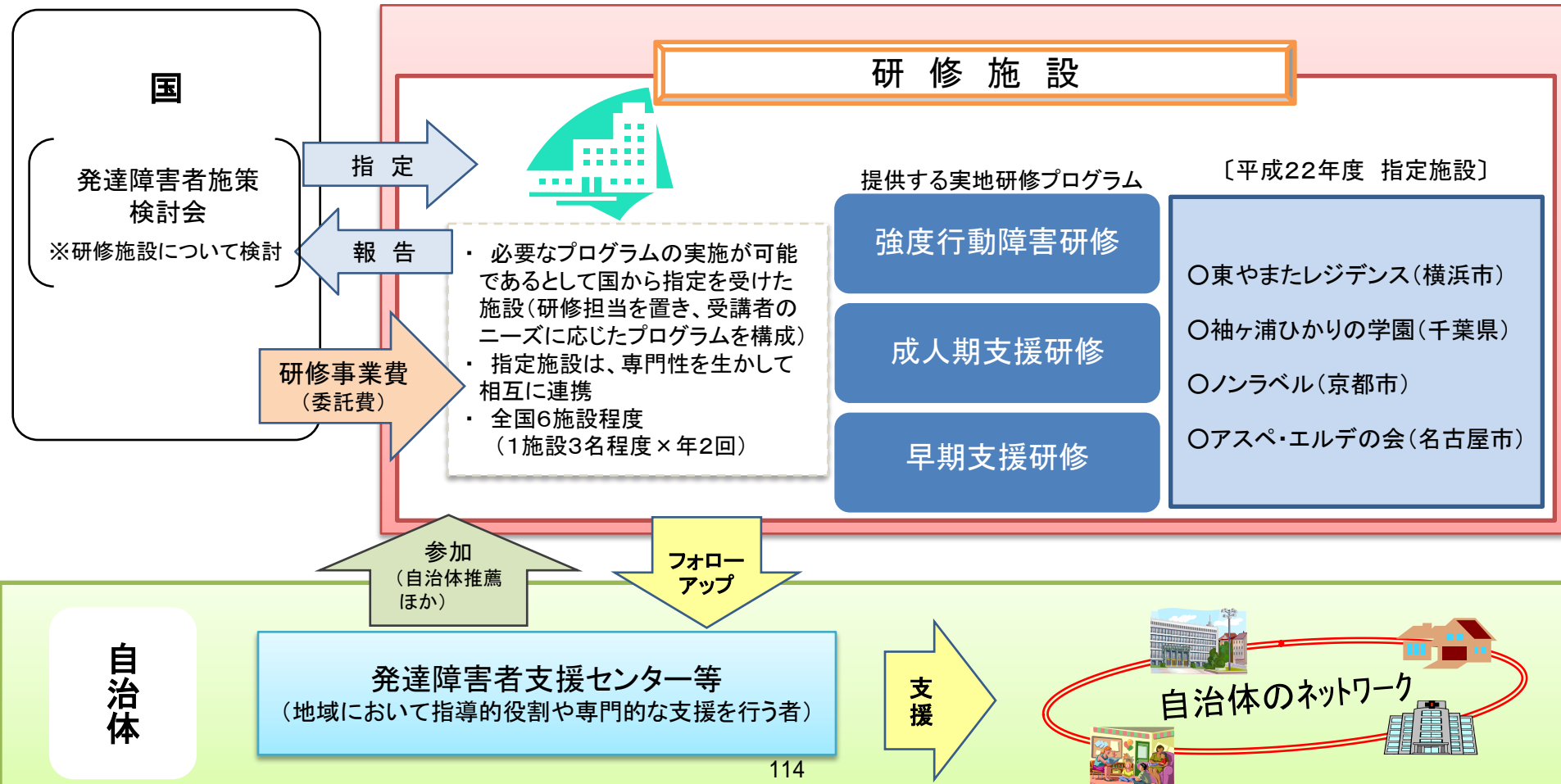
【22百万円(23百万円)】

発達障害者支援法第23条の規定に基づき、発達障害に関する専門的な支援を行う人材を育成するための実地研修システムを構築する。

◆発達障害者支援法(抜粋)

第23条 (専門的知識を有する人材の確保等)

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう務めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。



○「世界自閉症啓発デー」(4月2日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。



○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月、国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

【啓発活動】

○シンポジウムの開催

[平成23年度 開催(案)]

- ・日時 平成23年4月2日(土曜日) 10:00~17:00
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省 ・ 日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク ・ 日本自閉症スペクトラム学会 ・ 全国自閉症者施設協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会 ・ 国立特別支援教育総合研究所
- ・後援(予定) 内閣府 ・ 法務省 ・ 外務省 ・ 文部科学省 ・ 国土交通省 他
- ・大会実行組織 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会

○4月2日から8日を発達障害啓発週間として、全国各地において啓発活動に取り組む。

○「世界自閉症啓発デー」の周知及び発達障害への理解促進

- ・4月2日のシンポジウムについて
 - ・4月2日~8日の発達障害啓発週間にあわせて取り組まれる、全国各地の啓発活動について
- これらについて、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会作成 WEBサイト <http://www.worldautismawarenessday.jp> に動画配信及び取組内容を掲載。

障障地発0121第1号
平成23年1月21日

都道府県
各 発達障害支援施策所管課（室）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

平成23年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる
普及啓発の推進について（協力依頼）

平素より、発達障害者支援施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の発達障害者の支援については、平成17年4月より発達障害者支援法が施行され、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野が連携のもと、様々な施策が実施されているところですが、平成19年12月には、国連総会において「世界自閉症啓発デー」に関する決議が採択され、それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うこと等が求められているところであります。

これを踏まえ、厚生労働省では、4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」を社会全体で自閉症等の発達障害の啓発に取り組む機会ととらえ、本年4月2日に東京でのシンポジウムの開催、自閉症をはじめとする発達障害の理解促進のための「世界自閉症啓発デー・ポスター・リーフレット」の作成等啓発活動を推進していくこととしております。

つきましては、貴都道府県・市におかれましても、「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」の期間を中心に、次に掲げる内容について特段のご配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

1 管内市区町村、関係機関及び地域住民等に対する自閉症等の発達障害に関する知識の普及及び理解の促進

2 「世界自閉症啓発デー ポスター・リーフレット」について、管内市区町村及び関係機関等に配布及び掲示

※1 ポスターについては1月中に発送予定

※2 ポスターの部数については、管内の発達障害者支援センターや保育所等の福祉関係施設、小学校や特別支援学校等の教育関係施設の数を参考に送付しておりますので、市区町村及び特別支援教育担当課等とも調整の上、広く普及啓発に役立つ観点から配布・掲示していただけますようお願いいたします。

なお、1～2の取り組み（イベント、シンポジウム等）について、「世界自閉症啓発デー関連情報」として、下記Webサイトに掲載させていただきますので、別紙に記入の上、3月4日（金）までにFAX又はメールにて送付をお願いいたします。

【世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）】

○<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

（世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供）

《連絡先》

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室発達障害支援係 時末、今野
電話：03-5253-1111（内線3038）
FAX：03-3591-8914
e-mail：konno-takehiro@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室発達障害支援係 宛

(FAX: 03-3591-8914)

世界自閉症啓発デー関連情報について

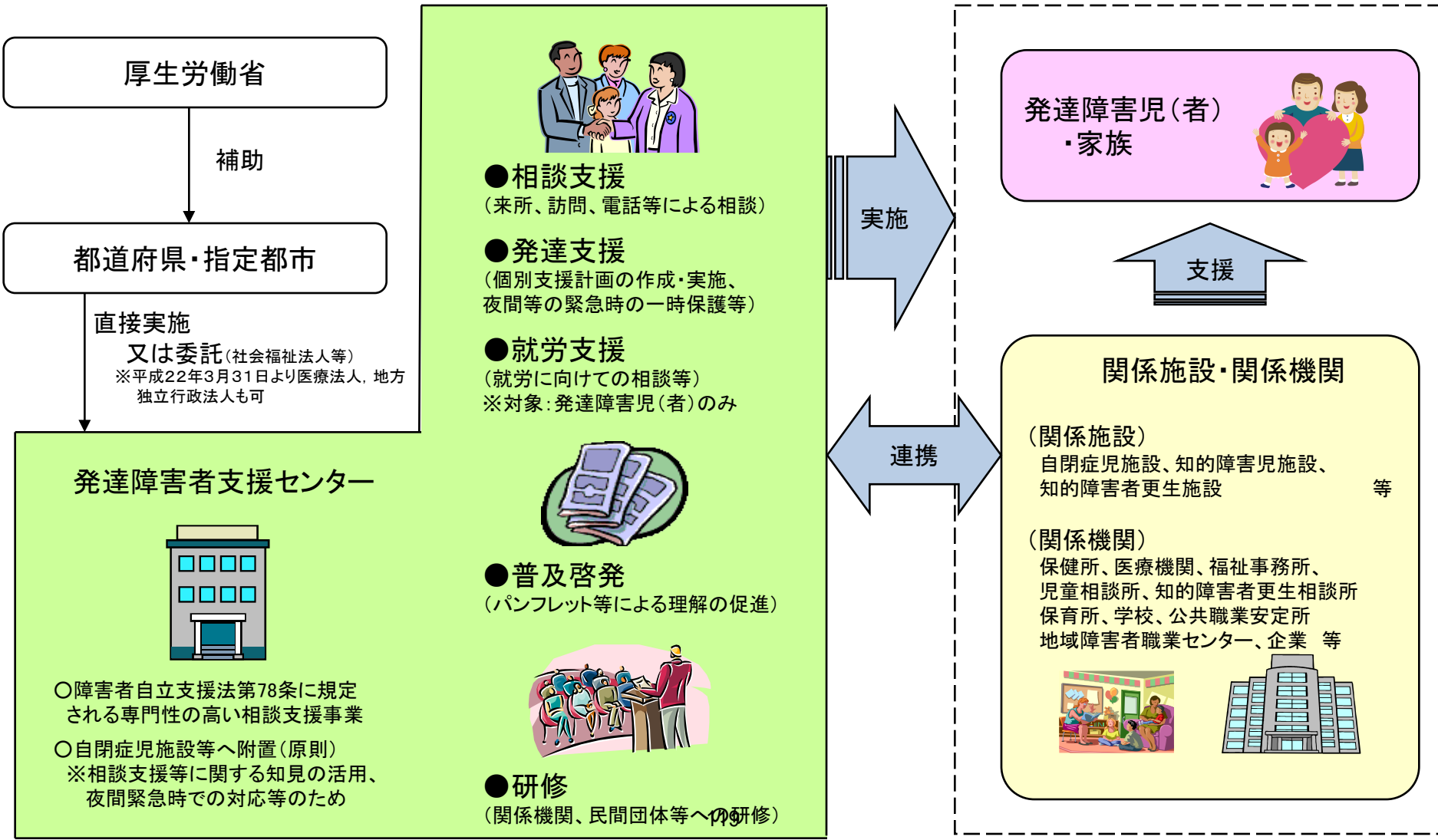
都道府県・指定都市名 _____

①イベント名	
②イベントの内容	
③主催者・共催者等	
④開催場所	
⑤開催日時	
⑥参加者（対象者） 参加（募集）人数	
⑦照会先	電話： ()

○ 発達障害者支援センター運営事業

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

※64/66(都道府県・政令指定都市)で設置〔岡山市は平成23年11月、相模原市は平成24年度以降、設置予定〕



1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

重症心身障害児(者)通園事業

平成23年度予算案

22年度予算 31億円 → 23年度予算案 35億円 (3.5億円増)

主な改善点(予算案上)

1 か所数

A型	64か所	→	64か所
B型	236か所	→	251か所 (15か所増)
合計	300か所	→	315か所 (15か所増)

2 巡回による訓練・指導の拡大

B型施設単独では、5人以上の利用が見込めない場合は、巡回方式による訓練等を行うことができることになっているが、23年度から利用人数や施設区分(A型施設であっても可)で問わず、実施可能とする。

平成23年度補助基準額

実際の利用者数や重症度に応じて、きめ細かく設定する。

